

令和7年厚岸町議会第2回定例会会議録

招集期日	令和7年 6月25日	
招集場所	厚岸町議場	
開閉日時	開会	令和7年 6月25日 午前10時00分
	延会	令和7年 6月25日 午後 5時25分

1. 出席議員並びに欠席議員

議席番号	氏名	出席○ 欠席×	議席番号	氏名	出席○ 欠席×
1	竹田敏夫	○	8	石澤由紀子	○
2	室崎正之	○	9	桂川実	○
3	佐藤淳一	○	10	堀守	○
4	金子勇	○	11	杉田尚美	○
5	音喜多政東	○	12	金橋康裕	○
6	中川孝之	○	13	大野利春	○
7	南谷健	○			
以上の結果 出席議員 13名 欠席議員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事務局長	議事係長	
亀井泰	神奈緒美	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭 靖	教育長	滝川 敦善
副町長	石塚 徹	教委管理課長	諸井 公
総務課長	布施 英治	教委指導室長	藏光 貴弘
総合政策課長	平下 哲也	教委生涯 学習課長	車塚 洋
危機対策室長	四戸岸 育		
税務課長	本間 直人	監査委員	黒田 庄司
町民課長	渡部 貴志	監査事務局長	川越 一寿
保健福祉課長	早川 知記	農委事務局長	江上 圭
環境林務課長	鈴木 康史		
水産農政課長	石崎 辰也		
観光商工課長	田崎 清克		
建設課長	堀部 誠		
病院事務長	星川 雅美		
水道課長	高瀬 順一		
会計管理者	久保田 湖子		

1. 会議録署名議員

8番	石澤 由紀子		
9番	桂川 実		

1. 会期

6月25日から 6月27日までの3日間 (休会日なし)

厚岸町議会第2回定例会議事日程

(7. 6. 25)

日程	議案番号	件名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		議会運営委員会報告
第 3		会期の決定
第 4		議席の決定
第 5		諸般報告
第 6		例月出納検査報告
第 7	選任第1号	常任委員の選任について
第 8	選任第2号	常任委員の選任について
第 9	選任第3号	議会運営委員の選任について
第 10	発議案第1号	厚岸町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 11	報告第6号	繰越明許費繰越計算書の報告について
第 12	報告第7号	継続費繰越計算書の報告について
第 13	報告第8号	社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について
第 14	報告第9号	株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出について
第 15	議案第56号	令和7年度厚岸町一般会計補正予算
	議案第57号	令和7年度厚岸町水道事業会計補正予算
第 16		一般質問

## 厚岸町議会 第2回定例会

令和7年6月25日  
午前10時00分開会

●議長（大野議員） ただいまから、令和7年厚岸町議会第2回定例会を開会いたします。

●議長（大野議員） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（大野議員） 日程に先立ち、表彰の伝達を行います。

去る6月10日、札幌市で開催されました北海道町村議会議員議長会定期総会において、竹田議員、佐藤議員が町村議会議員として在籍25年以上の自治功労者表彰を受賞されましたので、厚岸町議会会議運用内規93の規定により、表彰の伝達を行います。

竹田議員は演台前にお進みください。

表彰状、厚岸町議会、竹田敏夫殿。

あなたは、町村議会議員として、永年にわたり地域の振興、発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績は、誠に顕著であります。よって、ここにこれを表します。

令和7年6月10日、北海道町村議会議長会、会長、渡部孝樹、代読。

おめでとうございます。

佐藤議員においては自席までお持ちします。

表彰状、厚岸町議会、佐藤淳一殿。

あなたは、町村議会議員として、永年にわたり地域の振興、発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績は、誠に顕著であります。よって、ここにこれを表します。

令和7年6月10日、北海道町村議会議長会、会長、渡部孝樹、代読。

おめでとうございます。

以上で、表彰の伝達を終わります。

●議長（大野議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、8番、石澤議員、9番、桂川議員を指名いたします。

●議長（大野議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

委員長の報告を求めます。

10番、堀委員長。

●堀委員長 令和7年6月23日午前10時から第4回議会運営委員会を開催し、令和7年厚岸町議会第2回定例会の議事運営について協議いたしましたので、その内容について報告いたします。

議会側からの報告は、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告であります。

議会からの提出案件は、会期の決定、議席の指定、選任第1号及び選任第2号、常任委員の選任、選任第3号、議会運営委員の選任、発議案第1号厚岸町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定、議員の派遣であります。

委員会関係では、3常任委員会及び議会運営委員会からの閉会中の継続調査申出書であります。

意見書案については、意見書案第1号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書が提出されております。いずれも本会議で審議することに決定いたしました。

次に、町長提出の議案等についてであります。

報告第6号から報告第9号まで、繰越明許費繰越計算書の報告ほか3件は、いずれも本会議で審議することに決定いたしました。

議案第56号及び議案第57号は、令和7年度厚岸町一般会計補正予算ほか1件で、審議方法は、議長を除く12名をもって構成する令和7年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審議することに決定いたしました。

議案第58号から議案第64号までの一般議案7件、議案第65号から議案第70号までの一部改正条例6件及び新規制定条例の議案第71号については、いずれも本会議で審議することに決定いたしました。

本定例会の一般質問通告者は、6名であります。

本定例会の会期は、6月25日から27日までの3日間に決定いたしました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（大野議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（大野議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告のとおり、本日から27日までの3日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日6月25日から27日までの3日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりであります。

ここで、このたびの厚岸町議会議員再選挙において、当選されました金橋議員から自己紹介をいただきます。

金橋議員。

●金橋議員 厚岸郡厚岸町光栄318番地、金橋康裕であります。72歳であります。無所属であります。

ます。職業は行政書士をしております。

町民の皆さん、行政担当者の皆さん、そして言うまでもありませんが、議員各位におかれましては、よろしくお願ひいたします。

以上です。

●議長（大野議員） 以上で金橋議員の自己紹介を終わります。

日程第4、議席の指定を行います。

金橋議員の議席は会議規則第4条第2項の規定により12番を指定いたします。

●議長（大野議員） 日程第5、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理された議案等は、別紙付議事件書のとおりであります。

次に、令和7年3月5日開会の第1回定例会から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりであります。

また、今般、釧路東部消防組合議会及び釧路公立大学事務組合議会の報告書が提出されております。関係資料は、別途、議員控室に備えておりますので、閲覧の上、参考に供してください。

以上、諸般報告といたします。

●議長（大野議員） 日程第6、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員から、別紙のとおり例月出納検査報告がなされておりますので、ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

●議長（大野議員） 日程第7、選任第1号「常任委員の選任について」を議題といたします。

厚生文教常任委員会の委員定数は厚岸町議会委員会条例第2条第2号の規定により6名となっておりますが1名の欠員が生じておりました。

このたび、厚岸町議会議員再選挙が執行されましたので、常任委員の選任を行おうとするものであります。

お諮りいたします。

厚岸町議会委員会条例第7条第4項の規定により、金橋議員を厚生文教常任委員会委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、金橋議員を厚生文教常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

●議長（大野議員） 日程第8、選任第2号「常任委員の選任について」を議題といたします。

広報常任委員会の委員定数は厚岸町議会委員会条例第2条第3号の規定により6名となつておりますが1名の欠員が生じておりました。

このたび、厚岸町議会議員再選挙が執行されましたので、常任委員の選任を行おうとするものであります。

お諮りいたします。

厚岸町議会委員会条例第7条第4項及び第5項の規定により、金橋議員を広報常任委員会委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、金橋議員を広報常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

●議長（大野議員） 日程第9、選任第3号「議会運営委員の選任について」を議題といたします。

議会運営委員会の委員定数は厚岸町議会委員会条例第4条の2第2項の規定により議長を除く議員全員となっておりますが、1名の欠員が生じておりました。

このたび、厚岸町議会議員再選挙が執行されましたので、議会運営委員の選任を行おうとするものであります。

お諮りいたします。

厚岸町議会委員会条例第7条第4項の規定により、金橋議員を議会運営委員会委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、金橋議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

●議長（大野議員） 日程第10、発議案第1号「厚岸町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者であります竹田議員からの提案理由の説明を求めます。

1番、竹田議員。

●竹田議員 ただいま上程いただきました発議案第1号「厚岸町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定について」その提案理由についてご説明申し上げます。

厚岸町では多様な性に対する町民の理解が促進され、社会的な偏見や差別を解消し、性的マイノリティを含めた、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現と、町民が平等に行政サービスを受けることができる環境を整備するための施策に取り組んでいます。

今年度、厚岸町長は本町におけるパートナーシップの宣誓制度を導入し、その取扱いに関する事項については、執行機関限りで処理できる要項で規定しようとするものであります。

よって議会においては、当該事務処理について議決を必要するため、厚岸町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要項を設け、または改廃することとする規定を、議決すべき事件として本条例に新たに加える改正をするものであります。

附則であります。この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、簡単な説明であります。議員各位の賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

7番、南谷議員。

●南谷議員 先般で、議会運営委員会でも、この発議案につきまして、提出の詳しい内容説明がなされませんでした。

今日は本会議でございますので、ただいま提案理由の説明がありました。当初、理事者側から提出されました運用内規での運用から、議会の権限を強化するためにも、議員の立場をそれぞれ意見を反映するためにも、方法としてはよいと思います。

しかし、今日、世界的な情勢や国の状況を捉えると、各町村、このような当初、理事者側が提案した内容で提出されております。

私は賛否どうのこうのではないです。提案理由の説明で、もう少し詳しく、なぜ、あえて発議案に至ったのか、この辺について説明していただきたいのです。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 まず、性的マイノリティ。ここには性的マイノリティとなっていますが、マイノリティのそもそもの意味としては、少数人数という意味があります。

少数人数の意味とは、例えば 厚岸町に住んでおられる外国人の住居者、それは一般の町民よりも少数であります。こういった捉え方。それから一般の健全者に対して、障がい者という部分も少数人数に当たります。それに対して、宗教的信仰者も入ります。また、貧困層も入ります。

こういった人たちの1人も置いてきぼりにしない。1人でも大切にしていこうという、国の提案。そして厚岸町も、そういう立場でこれから進んでいこうと、数年も前から取り組んでいます。

そういう意味で、このマイノリティの部分、少数人数の人たちの意見を大切にしていこう。それが本当に社会において、1人も取り残さないという目的からの意味で、私は、そういう意味でマイノリティを先行していかなくてはいけない。そういう厚岸町議会でならなければならないと思っています。

そういう細かい点を、それぞれの議員または理事者と相互に理解を深めていくことが大事だということで、要項について理事者側からの提案について、もう少し深く踏み入った部分で、この部分が足りないから、この部分を入れてほしい。この部分は失礼なので削除してほしいという部分が出てくるかもしれません。その要項に対して、我々が一言も文句も訂正もできないという部分に、いささか問題があるということで、発議案を議員として提案し、

この要項について、少しでも議員の気持ちが通じていけるものであればよいと思っております。

また、マイノリティの反対に、多い人数という意味ではマジョリティという言葉もあります。マジョリティについては、多数の人間が賛同し、皆さんのがよいと思って行っているので、その部分については、何ら障害も問題も起こるものではないと思っております。

ただ、このマイノリティ（少人数）の部分については議員の皆さんと理事者側で研究していかなければならない大きな社会問題になっているということは、議員の皆さんが思っていると思います。ぜひ、その辺を組んでいただきて、ご賛同願いたいと思っております。よろしくお願ひします。

●議長（大野議員） ほか、質問ございませんか。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

（「討論あり」と呼ぶ声あり）

●議長（大野議員） ただいま、討論ありとのことなので、これより討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

7番、南谷議員。

●南谷議員 私も、ジェンダー問題に対して、ぜひ、議会として取り組むべきだという理解には立っております。

ですけれども、世界の流れ、トランプさんはじめ、日本の国の憲法そのものも、この問題について触れておりますが、まだまだ不確定な要素がいっぱいあります。国民の中にもいろいろな意見があります。そういう中で各自治体の多くが、まだ条例では定めないで要項の運用を運用している実態を踏まえて、理事者側から、このような方法を取られたという理解に私は立っております。

当然、私も議員でございますから、議員が意見を主張するのは当然でございます。

ですけれども、現段階では条例にあえて制定することはいかがかと思いますので、反対の意を示させていただきます。

●議長（大野議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番、竹田議員。

●竹田議員 簡単に賛成の立場から申し上げたいと思います。

世の中の決め事、これらについては100対0といって、明確で、決まり事の後に何ら全て問題が起きないということは、一つも、この世の中にはないと思います。

今の社会現象、今のこの時代、この時代において何を先行すべきかということを、改めて

認識した上で、条例施行や法律をつくっていくものだと私は思っております。

その上で決まり事が決まった後に、問題があれば随時変更し改正していくことが世の中の流れだと私は思っておりますので、その点、議員の皆さんのご理解をいただいて、ご賛同いただきたいと思います。

●議長（大野議員） 次に、原案に反対者の発言ございますか。

（なし）

●議長（大野議員） 次に、原案に賛成者の発言ございますか。

10番、堀議員。

●堀議員 私も原案に賛成者の立場として発言させていただきます。

要項というものは内部統制規則であります。本来であれば、厚岸町役場内を統制するための規則を設けるものが要項であると、私は理解しております。

今回のようなパートナーシップ宣誓制度のように、町民に対して権利や義務を付加するようなものは、本来であれば、やはり条例というもので、しっかりと付与しなければならない。それが私も思うところであります。

ただ今回、理事者側は、要項であげるということで、そうなると厚岸町議会としても何らそこに対して干渉することもできなくなってしまうことになります。

したがいまして、議会の権限を強化する上でも、本発議案をしっかりと制定した上で、その上で要項であっても、しっかりと議会の意思が反映できるようにしていく。そういうものが大事だと私は思っております。

以上、賛成の立場での意見とさせていただきます。

●議長（大野議員） 次に、原案に反対の意見を求めます。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、原案に賛成の方の発言を求めます。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、以上で討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案のとおり可決すべきものと決するに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

●議長（大野議員） 着席ください。

出席議員数12人、そのうち起立者11人。起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

●議長（大野議員） 日程第11、報告第6号「繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） ただいま上程いただきました、報告第6号「繰越明許費繰越計算書の報告について」、その内容をご説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

この内容につきましては、令和6年度厚岸町一般会計補正予算7回目で、繰越明許費として、令和7年度への繰越執行の議決をいたしました。

今般、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和6年度厚岸町繰越明許費繰越計算書を、別紙のとおり報告させていただくものであります。

2ページをご覧ください。

令和6年度厚岸町繰越明許費繰越計算書一般会計であります。

表に記載のとおり、5款5項にわたり、全7事業について、合計で7億427万8,000円について、令和7年度への繰越しであります。

財源内訳につきましては、未収入特定財源として、国及び道支出金として、6億3,260万8,000円、地方債として、6,580万円で、それぞれ国・道の繰越し承認を得ており、令和7年度での繰越事業の執行に応じて、収入予定の財源であります。

一般財源は、587万円であります。

以上、報告第6号の内容説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

7番、南谷議員。

●南谷議員 1点だけ、お尋ねさせていただきます。

5款3項、水産業費の水産物加工冷凍施設整備事業が4億7,258万4,000円繰越しとなるということでの計上でございます。

計上に異議はございません。この内容について、もう少し詳しく説明をしていただきたい。

これは、うろこの工場の部分だと思いますが、建物は多くが既に完了しております。今回繰越しとなる部分については、どのような部分なのかも含めて説明していただきたい。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

ただいま質問にありました部分につきましては、今年度、外側はある程度はできているのですけれども、今年につきましては内部の部分の建設工事。それから、まだ中に機械類入っておりませんので冷凍機械、それから加工機械の機械設備の部分が大半となります。また、施工管理部分がございまして、そちらの部分もなります。

金額にしましては、建設工事の部分が税抜きで7億3,716万5000円、冷凍機械、加工機械の部分につきましては8億7,000万円ほどになります。

あと、施工管理につきましては980万円という形になりまして、事業費につきましては15億5,466万8,000円、補助金につきましては4億7,258万4,000円という形になります。主に内部という形になっております。

以上でございます

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 金額的、数字的には分かりました。

そこで、完成はいつ頃で、稼働がいつ頃になるのか、見通しについて説明してください。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

今のところ、工事は順調に推移しております。工場の完成につきましては来年2月末を予定しております。本格稼働につきましては来年5月を予定しております。

以上でございます。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決しました。

●議長（大野議員） 日程第12、報告第7号「継続費繰越計算書の報告について」を議題いたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） ただいま上程いただきました、報告第7号「繰越明許費繰越計算書の報告について」、その内容をご説明申し上げます。

議案書3ページをお開きください。

この内容につきましては、令和6年度厚岸町一般会計において設定いたしました継続費につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和6年度厚岸町継続費繰越計算書を、別紙のとおり報告させていただくものであります。

4ページをご覧ください。

令和6年度厚岸町継続費繰越計算書一般会計であります。

（仮称）防災交流センター整備事業につきまして、平成6年度分の年割額28億9,189万円のうち、17億9,446万5,140円の残額を翌年度に繰越し、その財源に繰越金939万7,140円、国・道支出金8億3,946万8,000円、地方債9億4,560万円を充てるものでございます。

以上、報告第7号の内容説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

●議長（大野議員） 日程第13、報告第8号「社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） ただいま上程いただきました、報告第8号「社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について」、その内容をご説明申し上げます。

なお、この経営状況説明書は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、本議会に報告するものであります。

経営状況説明書は、別冊で配付しておりますので、ご覧願います。

それでは、経営状況説明書の1ページ目をお開き願います。

令和6年度事業報告書であります。

3ページには目次、4ページには事業報告の総括説明があります。

内容について、その要点を説明申し上げます。

総括説明では、複合化・複雑化する福祉ニーズの急増や、専門職などの担い手不足が危惧される中、様々な社会資源の活用や幅広い主体によるインフォーマルサービスを生み出していく重層的支援体制整備事業の構築を意識した取組を進めたとした世代を超えた居場所づくりや、新たな交流の場でのつながりの創造、ライフスタイルや興味・関心に応じ、誰もが参画できる支え合いを促進する取組を引き続き進めたことが記載されています。

次に、重点推進目標の概要につきましては、1の「複雑・複合課題への包括的相談支援の確立」では、生活支援コーディネーター配置や成年後見制度利用相談の専門相談窓口の設置、各種介護保険サービス利用者からの相談を通じ、行政や関係機関と連携しながら包括的な相談支援体制の確立を目指したこと。

2の「各支援関係機関における連携体制の強化」では、成年後見人等の活動や生活福祉資金借受人への支援など、社会的孤立や経済的困窮といった課題に対し、個別支援と地域づくりを一体的に展開する取組を進めたこと。

5ページの3の「年代の枠にとらわれない交流の場の創出」では、多世代交流型スペースの設置や農業体験を通じて多世代と交流できる場づくりを関係者とつくり上げたこと。

4の「共感と主体性をもった人と人の繋がりの強化」では、助け合いとしてお手伝いする生活支援サービス「おたすけ隊」や、コミュニティカフェを通じたボランティア活動などで共感と主体性をもったつながりづくりを強化したこと。

5の「生活を支えるための介護サービスの充実」では、人材確保という喫緊の課題に対応するため、上位の処遇改善加算への移行により、介護職員等の賃金改善を行ったこととしています。

次の6ページから34ページまでにつきましては、令和6年度の各事業報告であり、事業名、実施日、主な内容が記載されております。

初めに、6ページであります。

法人在宅事業のうち、法人本部事業で、理事会・評議員会等の開催が8ページにわたって記載され、8ページでは部会・委員会の開催、内部委員会の開催が記載され、9ページには道社協及び釧路地区社協関係会議への参加・役職員研修の実施が10ページにわたって記載され、会員と会費の状況、福祉団体等への助成、広報活動の実施内容が記載されております。

次に、地域福祉推進事業として、緊急情報キット「かけはし」配布事業、11ページは、たすけあいチーム助成事業の実施、地域福祉懇談会の企画実施、住民主体のサロン活動への支援、厚岸町障がい者（児）ふれあいフェスティバル「こう福祉」への支援・参加協力、共同募金運動への協力が記載され、12ページは、ボランティアセンター運営事業として、ボランティアセンター運営委員会の開催、ボランティアバンクの体制整備、ファミリーサポート事業、ハートコール事業、災害ボランティア推進連絡会の開催、13ページは、災害ボランティア養成講座の企画実施、福祉教育の推進、釧路地区ボランティア活動推進会議への出席、資金貸付事業として、生活福祉資金貸付、低所得者資金貸付状況が記載されております。

次に14ページは、権利擁護事業として、日常生活自立支援事業の推進、法人後見の内容が記載されております。

次に、15ページは、受託事業であります。

いずれも町からの受託事業で、福祉バス運行管理事業、一般介護予防事業の内容が16ページにわたり記載されております。

次に、福祉相談事業として、地区相談所の相談内容、中央相談所の開設、17ページでは、法律相談の実施が記載されております。

次に、成年後見制度推進事業として、相談対応業務、普及啓発業務、申立て等の支援に関する業務、18ページは市民後見人の登録等に関する業務、市民後見人の登録、市民後見人の活動に関する相談及び支援業務、法人後見における後見支援員の活動、市民後見人フォローアップ研修の開催、成年後見制度等に関する関係機関・団体等との連携及び調整業務、実施機関運営協議会の開催、受任調整会議が記載されております。

次に、19ページは生活支援体制整備事業として、生活支援コーディネーターの配置、生活支援サービス「おたすけ隊」の提供状況、公的機関や民間活動団体とのネットワーク構築、ボランティア団体や地縁組織等の多様な担い手の養成、支え合い体制づくりに関する住民への周知と意識啓発。

20ページは、厚岸町地域支えあいネットワーク会議の開催について記載されています。

次に、重層的支援体制整備移行準備事業として、社協アグリ、生活支援サービス「おたすけ隊」の運用、ふれあい会食会の実施。

21ページは、まちカフェの立ち上げ支援、多機能共生型スペース「あつまーる」の支援が記載され、22ページは、ボランティアポイント制度の運用、社会参加を目的とした就労支援が記載されています。

次に23ページは、訪問介護サービス事業であります。訪問介護事業として、事業内容、利用状況、職員研修の実施が記載されております。

次に、24ページは、第一号訪問介護事業の実施状況、障害福祉サービス事業、生活管理指導員派遣事業、外出支援サービス事業、福祉有償運送の実施状況が記載されております。

次に、25ページは居宅介護支援事業であります。居宅介護支援事業として、事業内容、利用状況、26ページにわたり、職員研修の実施、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業が記載されております。

次に、27ページからは施設通所介護事業であります。この施設通所介護事業の部分が、指定管理者制度により、管理運営を行っている特別養護老人ホーム心和園及び在宅老人デイサービスセンターの事業内容となっております。

初めに、施設介護サービス事業のうち、介護老人福祉施設、いわゆる心和園のベッド数が50床分の多床室に係る事業内容、利用状況、入退所状況が記載されております。

稼働率については、利用状況の表の右に90.7%と記載されております。

前年の令和5年度の稼働率は90.0%であったため、前年から0.7ポイント上回る状況となっております。

次に28ページは、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる心和園の18床のユニット型施設の事業内容、利用状況、入退所状況が記載されております。

稼働率については、利用状況の表の右に92.3%と記載されております。

前年度の令和5年度の稼働率は95.7%であったため、前年を3.4ポイント下回っている状況でした。

感染対策等のため、一時入退所の制限を行った影響もあったと考えられます。

次に、短期入所生活介護事業、いわゆるショートステイ事業の事業内容が29ページにわたって記載され、利用状況が記載されております。

次に、障害福祉サービス事業の短期にして、事業内容、利用状況が記載され、次に生活管理指導短期宿泊事業が記載されております。

続いて30ページは、通所介護サービス事業であります。

通所介護サービスは、いわゆるデイサービスセンターの事業内容、利用状況が記載されております。

利用者の状況でありますが、利用状況の表の右下、合計の延べ人数は6,688名の利用実績となっております。

前年度の令和5年度の延べ人数は6,407名であったため、前年から4.4ポイント増加している状況であります。

次に31ページは、訪問入浴介護事業として、事業内容、利用状況が記載されておりますが、現在は利用者がいないため事業を休止しています。

常勤の職員配置が必要であるため、今後利用の見込みがあった場合に体制を整え、再開は可能となっています。

次に第一号通所介護事業として、事業内容、利用状況が32ページにわたって記載されております。

次に、生きがい活動支援通所事業、配食サービス事業、身体障害者デイサービス事業、身体障害者訪問入浴サービス事業の実施状況が記載されております。

次に33ページは、社会福祉センター事業であります。貸館利用状況、施設整備状況が記載されております。

続きまして、35ページからは決算書であります。

厚岸町社会福祉協議会の会計処理につきましては、社会福祉法人会計基準に基づいた会計処理が行われております。

37ページから38ページは、目次が記載されておりますが、この決算書の構成は、1計算書類として「資金収支計算書」「事業活動計算書」「貸借対照表」、2付属明細書として「法人全体で作成する付属明細書」「拠点区分で作成する付属明細書」、3財産目録となっています。

それでは、決算書の内容について、説明させていただきます。

41ページから48ページまでは、資金収支計算書の内容であります。

まず、41ページは、法人単位の資金収支計算書でございます。

決算額は、B欄となります。

上段「事業活動の収支」のうち、表の大体中段に（3）事業活動資金収支差額が記載されています。

令和6年度事業活動資金収支差額は、1,635万7,705円となっております。

その下の「施設整備等による収支」、下段の「その他の活動資金収支」の差引きにより、法人全体の当期資金収支差額合計が、表の下から3行目に記載されております。令和6年度の当期資金収支差額合計（11）は、マイナス106万311円となっております。

その下の欄、前期繰越に相当する前期末支払資金残高に加えることにより、一番下の欄の

当期末支払資金残高は、1億2,232万4,577円となった内容でございます。

42ページは、資金収支内訳表です。

厚岸町社会福祉協議会の二つの事業区分の社会福祉事業と公益事業の内訳が記載されております。

43ページは、社会福祉事業区分のうち、法人在宅事業と施設通所介護事業に分けた資金収支内訳表となっております。この施設通所介護事業に係る拠点区分が、指定管理者制度により管理運営を行っている特別養護老人ホーム心和園及び在宅老人デイサービスセンターの資金収支内訳に関する内容であります。

44ページ、45ページは、法人在宅事業拠点区分の資金収支計算書。46ページ、47ページが施設通所介護事業拠点区分の資金収支計算書。48ページは、公益事業の社会福祉センター事業拠点区分の資金収支計算書であります。

51ページをお開きください。

51ページは、法人単位事業活動計算書で損益計算書に相当するものです。勘定科目のAの欄、当期活動増減差額（11）が記載されており、当期活動増減差額は、マイナス668万6,739円となっております。

表の下から3行目に、その他積立金取崩額177万1,798円を加え、その下のその他積立金積立額903万7,244円を積み立てることにより、一番下の欄の次期繰越活動増減差額は、4億134万5,390円となり、61ページの貸借対照表上の次期繰越活動増減差額と一致しております。

54ページ、55ページは事業活動内訳表。56ページから58ページまでが拠点区分ごとの事業活動計算書が記載しております。

56ページをお開きください。

指定管理となっている心和園及びデイサービスの施設通所介護事業拠点区分の事業活動計算書であります。

（A）欄が令和6年度決算となります。

57ページ中段、サービス活動増減差額（3）2,146万6,107円となっており、前年度の令和5年度と比較し、マイナス705万3,414円となっています。

次に61ページをお開きください。

61ページは、令和7年3月31日現在の貸借対照表です。

まず左側、資産の部の、当年度末の一番下の欄の資産の部、合計8億6,041万6,574円につきましては、右側上の負債の部、合計1億496万1,408円に、下の純資産の部、合計7億5,545万5,166円を加えた額が、最下段の負債及び純資産の部、合計欄8億6,041万6,574円と、同額で一致しております。

次に、62ページから71ページまでが各事業区分・拠点区別の貸借対照表が記載されております。

次に75ページから81ページまでが法人全体で作成する付属明細書、次に85ページから105ページまでが拠点区分で作成する付属明細書です。内容につきましては記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、109ページ、110ページは、財産目録となっており、内容につきましては記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

111ページは、社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会の監査報告書でございます。令和7年5

月9日に、会計及び業務の監査を受けた報告内容となっております。

次に、113ページからは、令和7年度事業計画書でございます。

115ページに、事業方針及び重点推進項目として5項目が記載されております。

1、複雑・複合課題への包括的相談支援の確立。

2、地域の社会資源における連携体制の強化。

3、年代や分野にとらわれない交流の場の創出。

4、共感と主体性をもった人と人の繋がりの強化。

5、生活を支えるための介護保険サービスの充実と記載されています。

116ページから119ページまでは事業実施計画で、三つの拠点区分に分け、さらに七つの事業区分に分けて、具体的な内容が記載されております。

116ページに、一つ目の拠点区分の法人在宅事業があり、その区分として、1、法人本部事業、117ページには、2、受託事業、3、訪問介護サービス事業、118ページに、4、居宅介護支援事業の4事業があり、中段から二つ目の拠点区分として、施設通所介護事業があり、その区分として、1、施設介護サービス事業、いわゆる特別養護老人ホーム心和園の事業、119ページに、2、通所介護サービス事業、いわゆるデイサービスセンターの事業があります。

この2事業については町からの指定管理の事業であります。

中段に三つ目の拠点区分、社会福祉センター事業があり、社会福祉センター運営事業になります。

121ページからは、令和7年度の資金収支予算書で、事業計画と同様、三つの拠点区分と七つの区分となっております。

123ページは、令和7年度の法人全体の資金収支予算書で、全ての事業の合計が記載されております。資金の収支を計算し、前年度と比較したものでございます。

124ページは、社会福祉事業の資金収支予算、125ページは、公益事業の資金収支予算、126ページから130ページまでは、拠点区分ごとの収支予算となっております。

131ページから141ページまでは、七つのサービス区分ごとの収支予算内訳となっております。

その他、内容の説明につきましては、省略させていただきます。

最後に、最終ページの143ページをご覧願います。

社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会役員名簿でございます。

任期は、表の下に記載がありますが、令和7年5月30日から選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとなっております。

以上、大変簡単な説明でございますが、報告第8号につきまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

8番、石澤議員。

●石澤議員 117ページです。

今度の事業計画で重層的支援体制整備事業とありますが、この中で農業と福祉の連携の実

施ということと、多世代共生型スペース「あつまーる」運営の支援とありますが、これは具体的にどういうふうにやっているのか。あとは、「あつまーる」の支援とは、どんなふうになっているのか、お願ひします。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

117ページ、（6）の重層的支援体制整備事業の部分になりますが、社協アグリ（農業と福祉の連携）の実施につきましては、令和6年度、それから令和5年度からになりますが、梅香町の一角にハウスを設置します。そこで主に根菜ですけれども、ジャガイモ等を育て、収穫をしてというような事業。これに社協が声をかける。それから、いろいろな部分で声をかけられるボランティアの方にお手伝いをいただく。

この部分につきましては、例えば、いわゆる就労につながらない、日中、活動がなかなかできない方に声をかけて、農作業を手伝いいただく。それから収穫の際には、児童館など、子どもたちも一緒に収穫して作ったものを食べるという実施をしてきております。

今の段階では、まだハウス1棟の事業で継続をしておりますが、来年度以降、拡大していくことを進めていかなくてはいけないと社協とは話しております。

ただ、なかなか、社協でも独立して職員が配置されて、いろいろな農作業等を行うという中では、職員のニーズもなかなか足りていない状況もあります。そのため、そういったことの課題も受けながら事業を実施する。

この目的については、地域において農作業等、いわゆるやること、日中行う活動、集まる場所、そういうものをつくっていく。そこには日中、例えば就労につながらない方がコミュニケーションを図るためにといった目的を持って、重層的支援体制整備の事業の中で実施をしていくものとなっております。

もう一つ、多世代共生型スペース「あつまーる」の運営支援という部分につきましては、これは子どものイベントを年に1回、昨年までも行ってきて、その中に高齢者の方を社協でも呼び込んで一緒にその場で活動するというか、集まってイベントを楽しむものを、子どもの事業と一体となって行っているものであります。

これは今後も、実施場所が社会福祉センターなので、大型遊具が入るということで当初から福祉センターの大ホールを使って行っておりますので、それを今年度以降も継続していくと聞いております。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 そうすると農業と福祉の連携とは、就労支援というか、いろいろな方たちで範囲は広いということですね。

それと「あつまーる」の「あそぼーの」ですけれども、あそこは前に福祉センターの広いところで定期的に開催していると思ったのですが、時折行くとやっていないということもあります、定期的な取組にしていくことは考えていないのでしょうか。

それから次のページに養育支援訪問事業とありますが、人の配置や人数は足りているの

か、ちょっと気になるのですが、それを含めてお願ひします。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 先ほどの社協アグリ、農作業の部分につきましては広く声をかけて、一般的なニート、それから就労につながらない方、ひきこもりの方を呼び込むための材料として、その居場所があるということで活用していきたいと考えてやってきました。しかし、なかなかやはり、その方が声をかけてポンと集まる状況ではないので、いろいろな事業を通じて声をかけて、ここにつなげていくと考えております。これは町も一体となって進めていくと考えております。

それから「あそぼーの」事業に合わせた「あつまーる」の実施ですが、昨年までは大体的なイベントとして年に1回行っていた経過がありますが、今年度の事業につきましては、僕たちも詳細は聞いてはおりません。ただ、福祉センターを活用して、やはり子どもから高齢者の方まで集まって行うことは一定の期間、もしくは定期とは聞いておりませんが、開催していきたいと聞いております。

それともう一つ、118ページの（8）養育支援訪問事業。これは実は今年度からですが、社協の訪問介護事業所、ヘルパーの事業所において、保健福祉課の健康推進母子事業で実施しております養育支援。いわゆる例えば子どもが多い、それから母子世帯、それから経済的困難等の多少困難さがあつて家庭支援、家事支援ですとか、そういった支援が必要な方に対して、ヘルパーを派遣するという事業。これを今年度から各訪問介護事業所は町内に3事業所ありますので、各事業所にお願いしていきたいということで社会福祉協議会の訪問介護事業所においてもお願いをしていくということで、ここに記載をしているものであります。

ここも妊娠・出産包括支援事業として事業を進める中で結構需要があるといいますか、話をしていくと、やはり支援を何らかの形で少しでも行つていったほうがいい世帯が結構あります。そのため、その部分については事業所を拡大していく体制をつくる方針で考えている状況であります。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

7番、南谷議員。

●南谷議員 何点かお尋ねさせていただきます。

まず、利用状況ですけれども、27ページです。

定員50床、多床室でございます。先ほどの説明では、令和6年は90%の利用率ということでございました。要介護3、一番左側ですけれども、対前年比1,467名減となっています、私の調べたところ。また要介護4は逆にプラス653名増えています。デコシャコしてトータルということでしょうか。

この内容について、どうして、そういう状況なのか、非常に要介護ごとにデコシャコはしています。この辺も含めて、細かくはいいですけれども、どういう状況なのか。0.7だからあまり大きく変わらないと感じるのですけれども、中身は介護ごとに変わったり、亡くなる方もいるので、利用状況について、もう少し詳しく説明してください。

それから、28ページ、ユニットでございます。こちらは95.7%対前年比3.4%減になってい  
るという説明でした。これも要介護3、要介護4それぞれデコシャコあります。この辺のユ  
ニットの状況について、昨年はどうだったのか、簡単に説明していただきたい。

それとお世話する人、支援する人、介護施設で見る人の人員体制はどうだったのだろう  
か。入所している方々へ十分に満足なサービスをやることができたのかどうか、この辺も含  
めて、まず説明してください。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

27ページの多床室50床部分の利用状況です。令和6年度1万6,558名、令和5年度で1万6,4  
75名ということで、昨年より少し増えている。ただ、要介護3、要介護4、要介護5と比較  
していくと、要介護3では1,400名ほど減っていて、要介護5では879名ほど増えているとい  
う説明のとおりであります。

ここにつきましては、例えば計算の仕方が、年間となっておりますが、50床×365、これが  
マックスとなります。ですから、1万8,250人に対しての90%の1万6,558名という状況とな  
っております。

ですから、要介護3では1,000人ほど減っている状況であります。1,467名減を365で割る  
と、要介護3で4名ほど減っている。それから要介護5でいきますと897でいくと2.5人ほど  
増えた状況となっております。

50床の年間の違いでいきますと、極端に要介護3が減って要介護5が増えたかというとそ  
ういうことではなくて、人数のばらつきが少しある部分の数字のずれと考えております。

それから28ページのユニットの人数のばらつきにつきましては、同様な状況ですが、そし  
て令和6年度6,066名に対して昨年度は6,306名。この差引きが昨年度と比較して240名減  
っている状況となっております。

ここは18床ですので、ひと月入院したり、亡くなつて入るまでに半月の15日それから30日  
経過すると、その分、空床になるので、その手続が、すぐ翌日に入るわけにはなかなかいき  
ません。そのため、そういった手続のずれもあって、実績としては100%に満たない部分で  
空白がある状況となっております。

ここでは要介護3、265名に対して令和5年度1,707名。要介護4でいきますと2,283名に対  
して令和5年度では3,105名。要介護5では1,353人に対して令和5年度は1,128名とい  
うことで要介護3が増えた分、要介護4がちょっと減っている状況で桁と人数としては、ここの  
カウントする数字としてはちょっと大きいですが、18名の人数の出入りの範囲と考えてお  
ります。

もう一つ、介護職員の配置状況です。

28ページのところの上の表、事業内容のところに職員体制が書かれております。ちょうど  
真ん中辺りに介護職員9名。これは昨年から1名減となっております。令和5年度では10  
名、令和6年度では9名という状況。それから27ページの事業内容の中の職員体制の中段辺  
りも、介護職員、ここは50床に対して24名。これは令和5年度から体制が変わっておりま  
せん。

介護保険の施設の体制につきましては、職員体制につきましては3対1、職員の基準は十分満たしている中で、夜勤等の勤務サイクルを組むために、職員の数が、定数に対しては割と多めに配置しております。

さらに日中の勤務職員につきまして、確保するためには、これに非常勤の方の日中勤務を多くということで、日中職員を多めにして夜間は当然4名の配置となります。その間、朝と夕方の食事の時間帯、夜の寝るまでの時間帯も手厚くするということで職員体制を組んで行っております。

この中では現在、職員が不足している状況はありませんが、さらに職員を増やすことで職員のシフトは楽になっていくということは考えられます。しかし、大幅に職員が足りない、それからいたほうが楽になる状況ではなく、通常のシフトが組める体制で、現在も組めている状況となっております。

以上であります。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 次に41ページ、収支でございます。41ページに法人単位資金収支計算書が計上されております。この中で何点か質問させていただきます。

まず、真ん中くらいです。差引収支、事業活動による収支、(3)=(1)-(2)。事業活動資金収支差額、予算額が1,000万円に対して決算額では1,600万円。

予算よりも厳しい状況になって、1,600万円だから、決算額で収支は増えたのかな、600万だから。それと一番下、当期資金収支計算書、当初の計画では719万円のマイナスだったのですけれども、結果として決算額は106万円になっている。計画よりも612万9,000円の改善になった。こういう理解でよろしいでしょうか。

この内容について雑駁でいいですから、説明してください。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

事業活動資金収支差額、令和6年度決算につきまして1,635万7,000円。これにつきましては、その上の段の収入、予算に対しましては100万円程度、予算よりも不足している状況ですが、支出の部分では予算5億7,200万円に対しまして、5億6,500万円、700万円ほど予算を下回っている状況ということです。収支にしてみると、予算よりはプラス収支が見込めた状況となっております。

執行予算等もありますが、大きいのは人件費が300万円ほど差額が生じておりますので、配置状況等もある中で、人件費が予算より少なく済んだ状況で、収支につきましては予算に対してはよかったですと考えているところでございます。

また、その下、施設整備等による収支、それから、その他活動による収支というところでは、リース物件の返済ですとか、積立金等も行っている中では、下から3番目のところで当期資金収支差額合計がマイナス100万円ほど。これについては前期末の資金残高において収支を整えたことで、会計としては例年どおりの状況を行っておりますが、予算よりは健全な

収支ができたと捉えております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 たしか、令和5年度に、2,000万円ぐらいのものが繰入れになっていますね。それらの関係も含めて、対前年比、去年は入っていません。だから、その辺の影響もあって、そういう厳しい中で、こういう収支になったということは、私は評価されるのではないかと思っております。

今後に向けて現時点では、まずはまずの決算をされたと理解させていただきました。今後についても、非常に人手不足とか、いろいろと各事業所は厳しい状況にあるでしょうけれども、私は今年度の決算については、まずまずではあったのかなと評価していますが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 方針全体の状況では今お話しいただいたとおり、まずはまずの状況で健全に行えたと考えております。

実は指定管理を行っている心和園とデイサービスの収支、それからそれ以外の介護保険ですが、社会福祉協議会につきましては社協本体、基幹となる事業、それから地域福祉事業につきましては、町の補助金それから受託料でプラス収支にはならないプラスマイゼロという事業で行っています。

社会福祉協議会は社会福祉法人ですので、独自の利益を望む法人ではありませんので、なかなか、収益を求めるという性格のものではない中で、介護保険事業につきましては一般企業も参入する収益事業となっております。

社協では介護保険事業につきましては、やはりプラス収支マイナス収支という状況が事業ごとにある中では、事業が一番大きくなる心和園の入所事業が、資料でいきますと57ページの中段ほどに、やはり収入とそれから単純な支出を差し引いた額が2,100万円ほどです。これはデイサービスと心和園の事業で単純な収入、それから支出に対しては2,100万円の黒字になっている状況が見られます。

ただ、その下にある拠点区分間繰入金費用1,300万円ほど。これを、この区分から訪問介護、それから居宅介護支援事業等を行う区分に繰り出しをしております。

この施設の収支としては、最終的には、それを差し引いたプラス収支という状況にはなっておりますが、現在、特に訪問介護事業、それから居宅介護支援、いわゆるケアマネです。ケアマネの事業所につきましては、これはマイナス収支となっております。

これにつきましては、96ページを横にして見なくてはいけませんが、横にしたときに、これは縦に、法人本部受託事業、それから訪問介護サービス事業、居宅介護支援事業ということで、それぞれの収入それから支出が出る中で、97ページのサービス活動増減差額（3）、これについて訪問介護サービス事業でマイナスの840万円、それから居宅介護支援事業所でマイナスの500万円というマイナス収支となっております。

ここに先ほどの区分間の繰り出しを充当していることで、いわゆる介護保険サービスの収

支を保っている状況となっております。

訪問介護事業につきましては、現在、利用状況が減っている中で職員体制、常勤を増やしていることで、職員を多く減らしていないので、とりあえず様子を見ながら維持している状況。それから居宅介護支援事業所につきましては、いわゆるケアマネですが、全町、厚岸町のケアマネの事業所では、ここの社会福祉協議会が一番多い配置人数となっております。

これまで要介護者が増えてきて、1人39件から現在44名までケースを持っているのですが、その要介護者の人数とケアマネの人数で、このバランスが取れなくなってきて、ケアマネが不足している傾向になってきております。

それを見越して社会福祉協議会では、何とか介護支援専門員を確保することを行いながら、こういった事業所の収支を現在マイナスの中で実施している状況にあります。

ただ、これにつきましては、さらに件数が伸びていく、それから職員の利用調整、配置状況を変えていくことで収支改善は今後また見込むことはできます。

ただ、一定の収支にとらわれない中で、介護職員の確保を、社会福祉協議会のいわゆる社会福祉法人という機能の中で吸収していく必要もあるかと考えているところです。

現在は、この収支について、大きな事業である心和園の収支状況を見ながら、調整して全体で運営している状況にあるということでございます。

●議長（大野議員）ほか、ございませんか。

10番、堀議員。

●堀議員 法人在宅事業拠点区分の資金収支計算で質問するのですけれども、予算で実施されていないものが、幾つか見えました。

一つが教養娯楽費支出1万円というものが実施されていない。それと、その次のページには修学資金貸付金積立が取崩しもされていなければ貸付けもされていないということで実施されていないようです。

それぞれどういうような理由で、これが実施されていないのか。また特に修学資金の貸付けについては、どのような貸付けと返済条件があった中で、また、就学児童である子どもたちに対して、どのような周知活動を行っているのか、これについて教えてください。

●議長（大野議員）休憩します。

午前11時24分休憩

午前11時31分再開

●議長（大野議員）再開いたします。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長）大変貴重な時間、申し訳ありません。お答えさせていただきます。

44ページの教養娯楽費1万円の未執行であります。これは法人在宅いわゆる介護保健施設等とは違う部分の本体といいますか、地域福祉事業の事業会計となります。

この教養娯楽費の予算計上はファミリーサポートセンター、ファミリーサポートは提供会員それから利用会員の方、お子さんを預かる、それからそれに従事する方と家庭の方の交流会を行う予定で、その経費の消耗品等の購入というのですか。そういったものを計上していましたのですけれども、これについては6年度については行わなかつたということで支出しなかつたと聞いております。

また、46ページでは今度、施設のほうで教養娯楽費が出てきます。これは利用者に係るそういう経費の支出状況となっております。

それから貸付金、修学資金の部分になります。社協で行っている修学資金につきましては、介護福祉の養成学校に入学する方で、要件としては社会福祉協議会に就業してもらえる方、要件としましては。この貸付に要する対象経費は入学金、授業料等ということで、予算をもって実施しておりますが、近年、申込み者がいない状況となっております。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 子どもたちの生活福祉のほうでという意味ではないということですね。分かりました。

ただ、それを見て改めて44ページの償還金収入というものを見たときに、50万円の予算に対して2万1,500円しか収入がない状況というものが、改めて見たときには思ったのです。

予算としては50万円、本来は償還されるべきものがされなかつた。四十七万何がしが償還されなかつたといった中では、どのようなことで、償還収入が滞っているのか教えてください。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） この償還金の50万円に対して、支出でも貸付金事業支出で50万円の予算をもって5万円支出しているという状況です。これは少額の貸付けを行つた状況で、貸付けなので基本的には一応、保証人をつけて返済していただく。

ただ、それは最初の打合せ、例えば月1万円ですとか2,000円とか、そういった個々の相談に応じて返済していくのですが、それを返せない返しきれない実態は結構ある状況となっております。

その貸付金の状況につきましては、事業のほうで掲載されております。13ページのところです。本来、定期的に償還していただければいいのですが、なかなか、その中では滞つてゐる方だとか、交渉しながら進めていった中でも、例えば生活保護も借りることができますので、そういう事情がそれぞれあると聞いている状況です。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 なるほど。

そうすると、あくまでも50万円という数字は、実際に償還予定されている金額が積み上がっての50万円というものではないということですね。なおかつ、最大単年で50万円の貸付けがあった場合の50万円と同額にしている、ただそれだけということで理解していいのでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） そうですね、そういう状況です。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって、報告済みといたします。

●議長（大野議員） 日程第14、報告第9号「株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

観光商工課長。

●商工観光課長（田崎課長） ただいま上程いただきました報告第9号「株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書」の提出について、その内容をご説明申し上げます。

この経営状況説明書は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、本議会に報告するものであります。

経営状況説明書は別冊でご用意させていただいておりますので、ご覧願います。

それでは、本説明書の内容について、ご説明いたします。

まず、1ページから14ページまでは、第32期の営業報告書及び決算報告書で、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業期間に関するものであります。

2ページをご覧願います。

「総括事項」について、その内容を読み上げます。

国内における観光動向は、コロナ明けにより緩やかな回復傾向の中、好調なインバウンドの観光需要の促進などから、観光産業はコロナ禍以前の水準まで戻りつつあります。

来道する観光客においても、雄大な自然、新鮮な食、北海道独自の文化などのポテンシャルに魅了され、都市部や郊外地区という地域格差はあるものの、インバウンド観光を誘客する大きな要因となっております。

しかし、一方では長期化するウクライナ紛争により、エネルギー問題をはじめ、世界経済に大きなダメージを与え、日本国内においてはコメの不安定な価格変動や、物価高騰による消費の減退は、これから観光に大きく影響することが考えられます。

また、観光産業に直結する問題として、観光バス運転手の時間外労働時間の上限が規制さ

れる、いわゆる2024年問題の影響は、当地域においても極めて大きく、旅行ツアーツアー行程の削減や縮小を余儀なくされるなど、観光誘客に大きな問題となっております。

このほか、当社においても就労における働き手不足の影響は大きく、雇用条件と労働条件の改善を図るなど、従業員が働きやすい労働環境を整えた経営を推進してまいりました。

対策として、人員不足を解消するため全部門に導入したPOSレジの自動釣銭機対応や、レストラン部門においては、タブレットによるセルフオーダーシステムの導入を図るなど、働く環境の改善を図ったほか、近年、各企業が取り入れるワーカーマッチングサイトの一つであるタイミーの導入により、働き手を確保できたことは、今後の経営をする中で大変有力な手法であることが分かりました。

営業数値の詳細といたしましては、来館者数は昨年度に続き30万人を超え、その入館者数の実数は30万8,707人、前期比98.8%、3,731人の減少となりましたが、総売上高は年度計画を上回る6億1,574万8,000円、計画比102.4%、前期比100.7%となる過去最高の総売上高となり、その純利益は1,377万4,000円、前期比154.9%、488万4,000円の増加となりました。

また、国土交通省北海道開発局が調査する、「完走者が選ぶ北海道「道の駅」ランキング2023」において、「いちおしの“おいしいもの”部門」6年連続ナンバー1を達成し、他の項目においてもそれぞれ高く評価され、また、旅行グルメ雑誌「北海道じゃらん道の駅ランキング2025」においては15年連続となる「レストランなどの食事部門」満足度ナンバー1を達成することができました。

以上が「総括事項」であります。

次に3ページの「総務事項」についてであります、株主総会及び取締役会の開催状況、株式事項、役員、従業員、旅行会社との契約及び取引状況につきましては、記載のとおりであります。

次に、4ページの「月別入館者状況」であります。

月別の入館者数については、記載のとおりでありますが、年度合計では、一般入館者数が29万6,913人、旅行会社関係の入館者数が1万1,794人、合わせて30万8,707人の入館者総数となっております。

次に5ページからは「決算報告書」についてであります。

6ページをご覧願います。

まず「貸借対照表」であります、資産の部では、流動資産は1億3,749万1,382円、固定資産は220万234円、資産合計では、1億3,969万1,616円であり、前期との対比で11.6%の増となっております。

負債の部では、流動負債が4,079万1,895円で、前期との対比で10.1%増となっております。

固定負債については、前期同様ありません。

純資産の部では、株主資本の額が9,889万9,721円で、前期との対比では11.4%増となっております。

利益剰余金は3,389万9,721円となり、前期との対比で57.7%増となっております。

次に、7ページは「財産目録」であります、内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

8ページをご覧ください。「損益計算書」であります。

売上高科目のうちの純売上高は、5億7,224万828円で、前期との対比では1.1%増であり、これに指定管理費等収入と体験観光収入を加えた売上高は6億1,574万7,859円となり、前期との対比では0.7%増となっております。

売上原価は3億8,046万4,717円で、前期との対比では2.8%増、売上総利益については、2億6,382万8,019円で、前期との対比では0.7%増となっております。

一方、経費でありますと、販売費及び一般管理費は2億5,452万612円で、前期との対比では2.3%減となっており、次の9ページに、その内訳を示しておりますのでご参照願います。

この結果、営業利益が930万7,407円となっております。

営業外収益については、446万7,425円で、前期との対比では40.1%減となっており、町からのアウトドアガイド育成事業補助金がなくなったことによるものです。

営業利益の930万7,407円に営業外収益の446万7,425円を加え、今期は1,377万4,832円の経常利益となっております。

この結果、法人税などを差し引いた当期の純利益は、1,240万4,932円となっております。

剰余金の処分につきましては、13ページでお示ししております。

当期純利益と前期からの繰越剰余金を合わせ、3,389万9,721円が次期繰越剰余金となりますが、会社所有の営業に関わる備品設備の維持更新や、会社運営の財源確保を図るため、株主配当をせずに、次期繰越利益として処理されたものであります。

戻りまして10ページは、「株主資本等変動計算書」であります。

当期純利益の1,240万4,932円の計上により、純資産の部、合計の当期末残高は9,889万9,721円となっています。

11ページは、「個別注記表」でありますとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

12ページは、「監査報告書」であります。

次に14ページですが、「部門別収支決算書」であります。

一番下の行には、それぞれ部門ごとの経常利益の額が記載されておりでありますので、前期との対比を口頭で申し上げます。

総務部門は3.6%増、2階のレストラン部門は68.8%増、2階の魚介市場部門は16.5%増、1階の喫茶部門は2.5%増、2階のバール部門は73.9%減、1階の展示販売部門は1.3%増となっております。

バール部門における経常利益減少の主な要因は、担当スタッフの不在に伴う長期休業によるものであり、この休業期間中は、レストラン部門、魚介市場部門の利用者が増加したことから、この2か所の経営利益が増加したものであります。

15ページからは、令和7年度「第33期の営業活動計画」についてであります。

16ページをお開きください。令和7年度営業活動計画であります。営業の概要について、読み上げます。

国内旅行における観光の動向は、インバウンドの増加に伴い、緩やかに回復しつつありますと、依然としてロシア・ウクライナ情勢や円安、コメの不透明な流通による仕入れ問題、他の原材料価格の高騰など、国内の経済はもとより、世界経済も大変不安要素の多い幕開けとなりました。

我が国の観光経済の動向として、日本国内の人口は2008年をピークに減少期に入り、今後

は長期の人口減少が続き、2048年には1億人を割り込むとされております。さらに、2050年には9,515万人、2060年には8,674万人になると見込まれており、また生産年齢人口も総人口に沿うように減少し、今後の国内経済の動向は大変厳しい時代を迎えることと予想されております。

そのため、対策の一つとして、今、成長し続けているインバウンドからの旅行市場を視野に取り入れた経営に取り組むことも重要であり、地域の観光資源である、自然、文化、食をテーマにアドベンチャーツーリズムや、ガストロノミーツーリズム、ワインツーリズムの推進を強化し、食の観光をテーマにした経営戦略を強化いたします。

また、近年の人手不足問題は、ワーカーマッチングサイトのタイミーなどで補い、雇用体制の改善のもと、持続可能な観光経営を目指し、働き方の観光を整え、更なる施設の利用促進と満足度向上に努めてまいります。

その上で、当期の計画では19項目にわたる実施事項を掲げて、取り組む方針を記載しております。

- 1、指定管理事業の遂行。
- 2、地域が連携するプラットホームの構築。
- 3、経営安定の確立。
- 4、インバウンドや多様化するニーズに向けた企画造成。
- 5、厚岸霧多布昆布森国定公園の活用促進。
- 6、シニックバイウェイ北海道との活動連携の強化。
- 7、町民の割引利用の推進。
- 8、SDGsの検証とスパイラルアップ。
- 9、HACCP衛生管理体制の強化。
- 10、観光案内所の充実。
- 11、接客レベルの向上と体制の強化。
- 12、商品開発事業の推進。
- 13、ふるさと納税返礼品企画事業の強化。
- 14、旅行会社への営業活動と情報収集。
- 15、観光誘客宣伝事業。
- 16、施設管理と機器の更新。
- 17、防災道の駅と危機管理の強化。
- 18、従業員研修及び観光施設の視察。

最後に19、健康経営と働き改革の実施という内容になっております。

詳細については、それぞれ記載のとおりでありますので、説明を割愛させていただきます。

次に22ページは、令和7年度部門別収支計画書であります。

当期の計画は、令和6年度の実績を踏まえ、部門別ごとに計画額の積み上げを行い、全体の純売上高で前期実績の1.8%増となる6億2,690万1,523円を見込んでいます。

売上原価では、3億5,616万4,500円、売上総利益では、2億7,073万7,023円、前期実績との対比では、2.6%増を見込んでおります。

一方、経費合計では、前期実績の5.1%増となる2億6,744万円を見込んでおります。

これにより、営業利益は329万7,023円を見込んでおります。

営業外収入では、草刈委託料など330万円を見込んでおります。

この結果、経常利益は659万7,023円を見込んだ計画となっております。

以上、経営状況説明書の内容説明ですが、このほか、お手元には、補足資料として、株式会社厚岸味覚ターミナル開設後の各年度の収支決算状況の推移と、令和6年度、第32期の部門別収支決算を計画額と比較した表をお配りしておりますので、参考としてください。

以上、株式会社厚岸味覚ターミナルの経営状況の説明とさせていただきます。

大変簡単な説明ですが、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（大野議員） 昼食のため、休憩といたします。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。

報告第9号の質疑から始めます。これより、質疑を行います。

10番、堀議員。

●堀議員 ここで聞きたいのが、令和6年度で外注費というものが新たに加わっております。

各部門で外注費というものが発生しているのですけれども、総務、レストラン、魚介、喫茶がなくて、バールと展示販売ですか。それぞれ、どのようなものの外注支出があったのか教えてください。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●商工観光課長（田崎課長） 今年度から新たに出てきた外注費についてですけれども、これはいずれも共通した内容です。

事業の内容でも説明いたしましたが、タイミーというアプリを使ったアルバイトの雇用関係です。こちらを各部門で人手が足りないとき、例えば職員が休暇に入ったときなど、こういうときに、タイミーを使ってアルバイトを募集した。この費用については、外注費という形で支払いをしているため、ここに載っている全てが、タイミーを利用した費用ということになります。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 そうすると、総額で144万3,000円ほどですけれども、各部門、それぞれ人が足りなくなったりしたときに外注する段階で、バールだと1万5,000円という最小単位なのかなとも思います。

この支出状況は、どういう感じで支出されるのですか。1回当たり幾らなのかとか、そういうような支出計算がされるのか教えてください。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●商工観光課長（田崎課長） タイミーを使った費用の考え方ですけれども、1人当たりの時給はおおむね1,100円から1,200円程度という単価設定のもと行っているとのことであります。

業務時間につきましては、これは部署によって、ちょっとデコシャコしますけれども、大体四、五時間的基本に、そのほか、交通費として1日当たり500円を支給している内容になっております。

多いときでは、やはりレストランが繁忙期になってきますと、どうしても人が不足していくところがありますので、おおむね、そこを中心にタイミーを利用している状況であります。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 そうすると、タイミーというのは人材派遣と捉えたらよいのか、それとも、あくまでも紹介だけされるところなのか。人材派遣であって、この中にはアルバイトの賃金も含まれてくるのか、それについてはどうなのでしょうか。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●商工観光課長（田崎課長） タイミーは、まず、スタッフを募集する会社が、アプリに、例えば、いつからいつまでという内容で何名募集します。それを見ている、タイミーに登録している一般の方が、この内容であれば、私は体が空いているので仕事を手伝いたいといったところで、じゃあ私が行きますというような形で、このアプリを介して、極端なことで言うと、コンキリエで働きたいと思っている方が、連絡を取り合う形になります。実際問題はアプリ上でやりますので、電話でやり取りするとか、どうのこうのということはないのです。

タイミーで、会社側にしてみると、全くわけも分からぬ人が来る可能性もあります。こちらにつきましては、ちゃんとタイミーを使って働いた人の成績を、雇用側がちゃんと入力することになっています。そのため、過去にいろいろなところで働いた経験がある方でも、この方はちゃんと勤めている人ですよと。例えば、この人は連絡したのに、ドタキャンばかりする人ですとか、そういうこともアプリ上の評価の中で、雇用主側が分かる仕組みになっております。

そういう中で、働き手を募集して、公募があった。この方がうまくマッチングして、時間と日時が合えば、直接コンキリエに来て働いてもらう。その場で勤務が終わった段階で、たしかですけれども、アプリ側で業務終了しましたといった処理を会社側がしますと、その場で、その人の口座に、タイミーのアプリを作っているところが、お金を振り込む、給金を振り込む。コンキリエに対しては、月末という形で、例えば1か月間まとめた形で、コンキリ

エが使用してくれたのは、これだけの人数で、これだけの金額ですという形で、タイミーの開発会社にお金を払う。こういう流れでやっているようです。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

8番、石澤議員。

●石澤議員 今のタイミーのことですが、対象になる方は、厚岸町内だけではないですか。結構いろいろ広がるのかな、アプリとなると。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●商工観光課長（田崎課長） もちろん、通勤できるということであれば、釧路管内の方も、もちろん利用している実績にあります。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 さっき500円と言っていましたね、通勤。それは、そのタイミーという会社から支払われるということで、それは本人が全部、承知の上で手を挙げていると思っていいですか。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●商工観光課長（田崎課長） 通勤手当については、コンキリエが一律500円という設定をしているようあります。ですから、働きに来る方は、それを理解した上で働きに来ているということあります。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって報告済みといたします。

●議長（大野議員） 日程第15、議案第56号「令和7年度厚岸町一般会計補正予算」、議案第57号「令和7年度厚岸町水道事業会計補正予算」、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） ただいま上程いただきました議案第56号「令和7年度厚岸町一般会計補正予算（2回目）」について、お配りしております提案理由説明書のとおりでござ

いますので、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 続きまして、議案第57号「令和7年度厚岸町水道事業会計補正予算（1回目）」の内容について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございます。大変簡単な説明でございますが、ご審議いただき、ご承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

●議長（大野議員） 本2件の審議方法について、お諮りいたします。

本2件の審議については、議長を除く12人の委員をもって構成する令和7年度厚岸町各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本2件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する令和7年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定しました。

本会議を休憩いたします。

午後1時09分休憩

午後1時14分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

日程第16、これより、一般質問を行います。

質問は、通告順により行います。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、質問時間は答弁を含め60分以内となっております。5分前にベルを鳴らし合図をいたします。

初めに、7番、南谷議員の一般質問を行います。

7番、南谷議員。

●南谷議員 第2回定例会に当たり、まずもって、今期で勇退されます若狭町長の6期にわたる、厚岸町のかじ取り役としての功績に対しまして称賛し、心より敬意を表します。ご苦労さまでした。

若狭町長に、私自身、68回目の一般質問をさせていただきます。

初めに、道路整備について2点質問いたします。

大橋を渡り、奔渡1丁目道道の通りです。通称三角通り付近から、奔渡港通りへ抜ける町道奔渡2の通りです。

この道路は、自治会整備要望が提出されていますが、穴が10か所あり、道路は波打った状態になっています。応急対応はもちろん、抜本的な改修が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

2点目、道道床潭筑紫恋線です。道道別海厚岸線の交差点から床潭市街の入り口までです。

特に、床潭に向かっての坂の付近から入り口まで、穴が47か所あり、現在、応急処置は進んでいますが、各所が亀甲状となっています。オーバーレイ等、全面改修工事すべきと考えます。町の対応策についてお尋ねいたします。

2項目目、（仮称）厚岸町防災交流センターの商工会事務所使用について質問いたします。

5月2日、議員協議会において、商工会より事務所使用に係る無償貸付けのお願い文書が提出され、町は、これに応じたい旨の報告がありました。町が無償貸付けする理由を説明してください。

また、公有財産を商工会に無償貸付けしている実態について、管内及び道内の自治体の状況を説明してください。

もし、有償貸付けとした場合、その金額は幾らになるのかお尋ねいたします。

私は、家賃収入は受け入れ、補填するものは助成したほうが町民に分かりやすいと思いますが、いかがですか。

3項目目です。姉妹都市中学生等国際交流事業について質問いたします。

5月25日、クラレンス市にホームステイされた生徒10名の報告会が開催されました。

報告会を踏まえ、教育長にお尋ねいたします。この事業をどのように評価されていますか。また、参加された生徒の将来に与える影響を含め、期待するものは何でしょうか。

私自身、傍聴会を傍聴し、発表者の発言に、大変堂々として自信を持って発表していただいた生徒10名の皆さんを拝見し、大変感銘を受けました。今後、事業の継続はどのようになるのかお尋ねいたします。また、1人でも多くの参加人数を増やすべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 先ほど、南谷議員から、私の町長退任に当たってのお言葉をいただいたところでございます。誠にありがとうございます。

7番、南谷議員のご質問にお答えいたします。

1点目の道路整備についてのうち、（1）の「町道奔渡町2の通りについて、応急対応と抜本的な改修が必要では」についてであります。町が管理する道路整備については、厚岸町舗装個別施設計画に基づき、舗装の損傷状況、路線の重要性、交通量や自治会からの要望を踏まえ、補修の優先順位を決定し、オーバーレイ舗装または改良舗装工事を行っており、日

常的な道路パトロールのほか、町民等から道路補修の要望があった場合、現地を確認した上で補修等の維持管理に努めているところであります。

ご質問にある、奔渡町2の通りについて、路面状況を確認したところ、道路の劣化が著しく、10センチメートルから70センチメートル程度の舗装に生じた穴やくぼみを10か所程度確認できしたことから、早急に補修を行うなど適切な維持管理に努めるとともに、今後の対策について検討してまいります。

次に、(2)の「道道床潭筑紫恋線について、応急処置が進んでいるが、オーバーレイ等、全面改修工事をすべきでは」についてであります、道路管理者である北海道への聞き取りと現地確認を行い、現在は穴や段差解消のための補修作業を完了しております。

また、北海道においては、現時点ではオーバーレイ等の全面改修工事については考えていないとのことであります、今後も日常的な道路パトロールを行い、通行に支障がないよう維持管理に努めていくとの回答をいただいております。

町としても、北海道と連携を密にしながら安全で安心な道路環境の確保に努めてまいります。

続いて、2点目の(仮称)厚岸町防災交流センターの商工会事務所使用についてのうち、

(1)の「町が商工会に無償貸与する理由」についてであります、厚岸町商工会の事務所については、(仮称)厚岸町防災交流センターを建設するに当たって、これまで使用していた商工会館を移転、解体せざるを得ない状況になったことを踏まえ、防災交流センター内に新たに商工会事務所を設置してほしい旨、厚岸町商工会から要望があったところであり、本年3月31日には、事務所の利用について、無償貸与してほしい旨の要望があったところであります。

商工会事務所の移転の原因者でもあります町としては、地域内における商工業の総合的な改善発展を図り、社会一般の福祉の増進に資することを目的とした、営利を目的としてはならない商工会法に基づく法人で、町の商工業施策と一致する活動をする地域の商工業発展のためにその活動が欠かせない団体であることに加え、その活動に係る財源の大部分を占める人件費について、北海道と厚岸町から助成を受けている団体で、近年では、事業者の高齢化等により商工会員の減少や、厚岸湖北商業連合会の解散など、その運営が厳しい状況にあることを踏まえ、これまで行ってきた商工会事務所への土地の無償貸付けと同様、厚岸町商工会の支援として、防災交流センターでの事務所スペースを利用することについて、無償貸付けを行う必要があると判断したところであります。

また、地方自治法では、行政財産の管理及び処分について、庁舎その他の建物及びその附帯施設これらの敷地について、余裕があるときは政令で定める場合において、その部分を貸し付けることができるとされており、無償貸付け等を行う場合は、条例または議会の議決によらなければならないとされております。

現在、当町の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例では、普通財産の無償貸付け等を行う規定はあるものの、行政財産については規定していないことから、行政財産の無償貸付け、または減額貸付けを行うため、この条例の一部改正案を提出させていただいているところであります。

次に(2)の「公有財産を商工会に無償貸付けしている実態について」であります、釧路根室管内では、事務所の貸付けを行っている自治体は4件で、そのうち無償貸付けを行って

いる自治体は1件となっております。

次に、（3）の「有償貸付けをするとした場合、その金額は幾らになりますか」についてであります。貸付け料については、建設費をもとに算定することになり、その金額は耐用年数に応じて貸付け期間で一律にはなりませんが、初年度には、およそ月額10万円になると試算しております。

次に、（4）の「家賃収入は受け入れし、補填するものを助成したほうが町民は分かりやすいと思いますがいかがですか」についてでありますが、さきに申し述べたとおり、年度ごとにおける貸付け料の試算及び予算計上などの事務の煩雑さなどはもとより、その財源の大部分を北海道及び厚岸町からの補助金が占める非営利団体である厚岸町商工会への支援としては、無償貸付けが適切と考えております。

私からは以上であります。

3点目のご質問については、教育長から答弁があります。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 私からは、3点目の「姉妹都市中学生等国際交流事業」についてお答えします。

初めに、（1）の「この事業をどのように評価しているのか、また、参加した生徒の将来に与える影響を含め、期待するものは何か」についてでありますが、本事業は、クラレンス市を訪問した中高生が、学校での授業に参加したり、ホームステイを経験することで、英会話によるコミュニケーション能力の向上や国際感覚を持った人格形成を図る点で、大変有意義な事業であると評価しております。

この経験は、参加した生徒たちにとって今後の人生、将来を考え、悩んだときに、大きな指針となるものと捉えております。また、厚岸町を担う人材、多様性を大切にする持続可能な地域社会の創り手となって活躍してくれることを期待するものであります。

次に、（2）の「今後、事業の継続はどのようになるのか、また、1人でも多くの参加人數を増やすべきと考えるが」についてでありますが、本事業につきましては、周知方法や選考の審査基準、研修内容等の改善を図りながら、引き続き、事業推進に努めてまいります。また、参加者につきましては、自分の目指す姿や目標、目的意識をしっかりと持った熱意のある中学生・高校生が参加できるよう、生徒の自己負担額等も含め、参加人數を慎重に検討してまいります。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 奔渡町2番の通りの道路整備について、再質問いたします。

道路の劣化が著しいことを確認され、穴やくぼみが早急に補修されることは理解いたしました。今後の対応策でございますが、検討されるということは分かったのですけれども、現段階では、道としては現状のままという判断に至ったと思います。

私は、道路全体のオーバーレイ等の改修工事が必要だと思います。道路全体のオーバーレイ等の改修が必要でございますが、検討されるということですが、施工の時期や改修方法な

ど、可能な限り説明してください。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

まず、改修の工法でございますが、道路の劣化が著しいということですので、今段階、オーバーレイ等の補修工事で、現在検討しているところでございます。

また、施工時期につきましては、今まだ未定ということでございますが、ほかの道路整備等もありますので、それらの優先順位を決定しながら、年次計画をもって、工事を取り進めてまいりたいと考えているところでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 それでは、あそこの道路全体、大した距離ではないですけれども、全体をオーバーレイすると。こういうことで、そうなると、ある程度の財源が必要なわけでございますから、他の道路との兼ね合いもあるけれども、基本的には、あそこの道路をオーバーレイして、がっちり直すということでよろしいでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。

現在、オーバーレイということで、あそこの延長が約130メートルございます。幅員が3メートル程度になってございます。財源につきましては、国の補助金を使うに当たっては、路面の調査などが必要となってきます。

ですので、現在、町としては、一般財源でのオーバーレイの補修ということで、現在検討しているということでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 床潭の坂の下から、市外入り口までの整備でございます。

応急処置は確かにもう既に済んでおります。ですけれども、この道路は、床潭の人や町民にとって、生活や生活に利用され、床潭への唯一無二の主要道路であります。

応急処置はされましたけれども、今朝も通ってきたのですけれども、各所にクラックが発生しております、車で走るたびに、ガタンガタンと音がするのです。ショックが発生します。恐らく、毎年春に穴だらけになります、このままでは。答弁では「現段階では、他の道路との兼ね合いもあり、当面は……」ということでございましたけれども、亀甲状になっている部分もあります。町として、道のほうにオーバーレイを含めた、少なくとも坂から下くらいまでは、オーバーレイを含めた改修工事を要望すべきと考えますが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

本路線よりも——ほかの道道路線がありますけれども、そちらも、今回の本路線以外に、もっとひどい場所があるということで、北海道から聞いているところでございます。そうしたところを、優先的に整備計画をもって整備しているということでございます。

先ほどの町長の答弁でもありました、現時点では、オーバーレイ等の全面改修は考えていないということでございますが、通行に支障がないよう、維持管理に努めていくということで、今後、ほかの路線の整備計画を踏まえまして、ご検討いただくよう、北海道のほうにお伝えしていきたいと。また、さらには、北海道と緊密に連携をとって、そういう穴が生じた場合には、速やかに補修していただくよう、お伝えしていきたいところでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 しつこいようでございますけれども、再三質問です。

黙っていては直らないのですよ。あの、子野日までは、天皇陛下が来たから立派な道路なのですよ。だけれども、旧火葬場から奥は、手がついておりません。ただ、坂まではある程度、きちんとしています。けれども、坂を下りた辺りからは、毎年、交通量なのかどうなのか、周りの環境もあるのか、厳しい状況になっております。

そういう意味では、やはり町として、私はぜひ、道のほうに要請していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

確かに、道道別海厚岸線から床潭筑紫恋に行く坂までは、何年か前には、そういったオーバーレイをやっているところでございます。

町としましては、現状、穴が結構ひどいところがあつて、今回、北海道のほうで、補修をしたところでございますが、ほかのところも、先ほど申し上げたとおり、ひどい道道があるということで、それらを含めて、今後、町としては検討していただきたいということで、お伝えをしていきたいということでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 商工会事務所使用について、再質問いたします。

今定例会に、議案第66号で、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部の改正が上程されております。

まず、この改正の趣旨についてです。上程されているのですけれども、先ほどの答弁である程度は理解したのですけれども、改めて、本会議なので、お尋ねさせていただきます。今回上程している、無償とする場合の方法として、手順を、こうすることで、こうですというもの

を、明確に説明してください。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

今回の議案66号で、今回、条例をあげさせていただいております。内容につきましては…  
…。

●議長（大野議員） 休憩します。

午後1時38分休憩

午後1時39分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。

総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） すみません。貴重な時間を申し訳ございません。

今回の議案第66号につきましては、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例でございます。今まででは、普通財産の無償貸与につきましては、条例のほうで規定がございました。今回、行政財産の無償貸付け、それから、減額貸付けにつきまして、その条項を追加いたしまして、行政財産の無償貸与と減額貸付けできるように、その改正を今回、議会に上程させていただいたところでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 今の答弁でありましたように、今まで、町の固有財産を無償で貸付けする例はなかった。だから、条例もなかったと思うのです。だから、改正されると。こういう理解をしました。

逆にお尋ねするのですけれども、貸付金を、家賃を徴収することは、法的に可能でしょうか。いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

今まで、無償貸与につきましては、普通財産につきましては、無償貸与で行われていた経緯がございます。それから、行政財産につきましては、使用許可という形で、無償で対応している例はございます。

もう一つ、有償で貸付けることができるのかということでございますが、それは可能でございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 私も、議員協議会での説明を伺いました、多くの町民の皆さんに、この件について意見を聞いてきました。

私の調べた範囲では、商工会に関連のある方は、ありがたいという意見でございました。ですけれども、多くの町民、10人いたら7人くらいは「ちょっと……」という意見でした。多くの町民は理解していません、はっきり言って、突然そう言われても。

ただ、商工会の、商店街の皆さんのが現状を見ると、今まで取っていないものを取りることは厳しいものがあるという温情的な意見はありました。英断だと思うのです、無償化することは。今するということは、将来も無償化していくという判断に至ったと思うのです。

この辺について、先ほど、理路整然と、議員協議会のときよりも、答弁書は理解できる答弁でございましたが、改めて伺います。いろいろな隘路があるけれども、商工会に無償対応にするに至った本音というか、そういう部分について説明してください。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

町長からのご答弁があった内容と、少し重複する部分があるかと思いますが、ご説明いたします。

大きく、今回の無償貸与に至った経緯としましては、3点あろうかと思います。

まず1点目が、答弁書にもありますとおり、商工会事務所の移転の原因者でもあります町というところで、今回（仮称）厚岸町防災交流センターを建設するに当たって、今まで使用していた商工会を、移転、解体せざるを得なかった状況というところでございます。

旧商工会事務所につきましては、平成4年11月に完成しまして、令和5年まで、そちらで使用されていた形になりますので、31年間使用しておりましたが、まだ使用に至る状況にはあったのではないのかなと思われます。今回の防災交流センターの建設に当たって、解体せざるを得ない状況になってしまった状況があったと思います。

それから2点目が、地域の商工発展のために、その活動が欠かせない団体ということがあります。商工会は、商工会員の指導、相談はもとより、いろいろなイベントの協力をしていただいております。また、青年部が中心となって、夏や冬にイベントを開催するなど、地域活動にも積極的に活動されている団体であると思われます。

それから3点目についてでございます。こちらは運営といった部分でございまして、答弁書にもありますとおり、運営の大部分を占める人件費が運営費の半分以上です。半分以上を人件費で占めているのですが、その部分を北海道と厚岸町から助成を受けている団体というところもあります。

また、商工会からの要望書にもありましたとおり、商工会員の減少や、厚岸湖北商業連合会の解散など、その運営が厳しい状況になっていることもあります。こういったことを踏まえ、無償貸付けで行う必要があるだろうと判断したところでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 ある程度、理解いたしました。厚岸町だって、年間120万円は貴重な財源だと思うのです。今日、先が見えない自治体の将来状況にございます。町として、それを乗り越えてやっていくと思うのですけれども、商工会に今回、無償貸付けすることで期待するものは何でしょうか。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

特に、商工会は、第1回目の答弁をいたしましたけれども、その内容に含まれているわけですが、商工会館は、地域経済の活性化に大きく貢献する重要な役割を果たしております。公的な団体です。

そういう意味において、先ほどからお話しいたしておりますとおり、商工会自体の経営状況は、大変厳しい状況にあるわけでございます。近くでは、湖北連合会が、会員数の減少に伴って成り立っていけないということで、解散した事例もあります。そういう、会員をもつて組織をいたしております商工会でありますので、極めて、経営難といいましょうか、厳しい状況にあるわけでございます。このことは、ご承知のとおりだと思っておるわけあります。

そういうもろもろの、今日の商工会の在り方を考えるに当たりまして、産業団体の一つとして、やはり今後、商工会を中心とした経済を守っていくためには、このような条例をもつて無償にすべきことであろう、そういう決断をさせていただいたところでございます。

いろいろな町民の声があるというお話ですが、町民の方々も、やはり商工会の仕事ぶりを見ておりまして、やはりいろいろと、青年部活動、婦人部活動、それぞれの活動は、厚岸においても、大きな貢献をいたしております事実もあるわけでございます。

減少はいたしておりますが、厚岸町として、商工会は守っていかなければならない経済団体であるという認識に立つておるわけでございます。

よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 中学生・高校生10名が参加の国際交流事業について再質問いたします。

教育長にお尋ねいたしました、事業の評価と参加した生徒の将来に与える影響を含め期待するものについて、お尋ねさせていただきました。

答弁ですけれども、誠に簡潔で感服いたしました。

参加された生徒は、英語の勉強時間をはじめとし、準備の苦労、家族や町の職員の皆さん、きっと多くの苦労に、みんな感謝していると思います。私も、生徒の将来にきっと役立つこと思います。

答弁で、多様性を大切に、持続可能な地域社会の創り手となることを期待されています

が、もう少し、この辺について、詳しく説明してください。

●議長（大野議員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） お答えいたします。

今、ご質問者がおっしゃられました、今回の「多様性を大切にする持続可能な地域社会の創り手」という部分でございますが、今回のこの事業を行うに当たって、私どもとしましては、やはり参加してくれた生徒たちが、未来の厚岸を担うリーダーとして成長して活躍してもらいたいと考えております。そのときには、厚岸町、この地域社会を担うリーダーとして、活躍していただきたい。

そして、もう一方で、どうしても、この地を離れて生活する生徒の方もいると思います。厚岸を離れて、北海道であったり、本州、そして世界で生活していく子どもたち、こういう子どもたちが、様々な価値観の中で生きていかなくてはいけないというところで、多くのことを学んで、自分たちが新しい地域、社会で活躍する、そういう人材になってほしいというところで、今回、このような「地域社会の創り手」という言葉を使わせていただいております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 参加人数をもっと多くと考えております。

準備期間や自己負担10万円があるそうでございますが、慎重に検討されるという答弁でございました。財源のこともあるし、自己負担のこともあるから、検討されることは前向きに捉えているのですが、もう少し具体的に、どういう隘路があつて、どうしていくのか、この件について説明してください。

●議長（大野議員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（車塚課長） お答えさせていただきます。

今回のご質問者がおっしゃられるように、我々もこの事業を通しまして、やはり、これに関わる生徒は、一人でも多くと考えております。

ですが、我々もこれに参加してくれる子どもたちは、この事業に対する思いであつたり、将来に向けての目標とか、そういうものを強く持った生徒に参加していただきたいという思いがございます。それに伴いまして、我々も作文等で参加者のほうを選出して実施しているところではございます。

それで、ただ一方で、今回この事業は、自己負担としまして、1人10万円を負担していただいております。我々も今回の事業をやるに当たって、保護者の方にもアンケートをとった中で、周りの中でも、自己負担10万円があるために参加したいのだけれども、今回、参加を断念したというお声も、アンケートの中にあがっていた部分でございました。

そういうものも含めまして、相対的に審査基準が作文でいいのか、人数が10名でいいのか、そして負担を取るのか否かという部分も含めて、どうしてもここは、いろいろなところ

と協議をしなければいけない部分であります。

その点で慎重にということで、このような説明にさせていただきました。以上です。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 結びに1点だけ。

この報告会に参加し、傍聴させていただいたのですけれども、事務局の方、職員も初めて同行されたと。逆に私も、不慣れで大変頑張ってこられたのだなど、そういう意味でいい印象を受けました。旅行慣れもしていないし。

そういう意味では、むしろこれから引率する職員の方も、なるべく新規の方というか、慣れている方がいいかもしないのですけれども、ヨーロッパとかにも職員研修に行っています。それも大事ですけれども、私は職員の研修という、引率者、職員の引率する人も、大変私は勉強になったのではないかと思うのです。いろいろな苦労をされた。英語はもっと勉強しなくては駄目だと、行く前に。そういう思いもいたしました。

そういう意味では、今後、派遣する引率職員についても、しっかり厳選していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（車塚課長） 今のご指摘ですが、我々も今申しましたように、7年ぶりにクラレンス市に行くということで、不慣れの中でやってまいりました。

今後は、また職員の体制等もございますので、ここでは返答できないのですが、担当部署の中で、人員も検討しながら進めていきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

●議長（大野議員） 以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、3番、佐藤議員の一般質問を行います。

皆様にお断りいたします。佐藤議員からの申出によりまして、腰痛のため、1回目の質問、自席でさせてくれという申出がありましたので、これを許します。

3番、佐藤議員。

●佐藤議員 本定例会に当たりまして、さきに提出した通告書に従い、2点についてお伺い申し上げます。

最初に、改正鳥獣保護管理法についてであります。

本年9月施行予定の政令案について、現在知り得る情報について、まずご説明をいただきたいと存じます。

また、政令案の内容によっては、施行までの間、厚岸町が種々対応しなければならないことについてあれば、併せてご説明願いたいと思います。

次に、スポーツ施設の振興についてであります。

スポーツ施設の活用と、スポーツ合宿等の誘致について、今年度、具体的にどのような誘

致活動を行っているのか、その点について、まずご説明いただきたい。

また、今年度、特に各種いろいろなスポーツがありますけれども、力を入れている種目は何なのか。

さらには、令和4年度供用開始の多目的屋内スポーツ施設の利用状況についても説明いただきと同時に、その中で見えてきた運営上の今後の課題があれば、併せてお聞かせいただきたいと思います。

以上、最初の質問でございます。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 3番、佐藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目の改正鳥獣保護管理法についてのうち、アの「熊等捕獲経験条件の法律施行令案の内容について」であります。市町村長は、危険鳥獣の銃猟を捕獲者に委託して実施させることができるとする鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律が令和7年4月25日に公布され、公布の日から起算して六月を超えない範囲で政令で定める日から施行されることとなり、現在、環境省において、同法施行令の一部を改正する政令の協議が進められているところであります。

現在、環境省から示されている法律施行令案の内容については、緊急銃猟を実施する者の要件を、1として、装薬銃いわゆる弾薬を使用する銃の第一種銃猟免許を受けた者であること、または空気銃の第一種銃猟免許もしくは第二種銃猟免許を受けた者であること、2として、過去1年以内に、銃器による射撃を2回以上した者であること、3として、過去3年以内に、緊急銃猟で使用する銃器と同様の銃器を使用して、熊、イノシシ、鹿を捕獲した経験がある者としております。

また、夜間に屋外で緊急銃猟を実施しようとするときは、射撃場で50メートル先の的の中心2.5センチ内に5発連続で命中させる技能があることを条件としています。

次に、イの「9月施行までの厚岸町の対応は」についてであります。6月29日に町と釧路太田農業協同組合、北海道猟友会厚岸支部などで構成する厚岸町野生鳥獣被害対策協議会の主催で、猟友会厚岸支部の会員のうち、ヒグマ駆除員の従事希望者を対象として、それぞれの射撃能力を把握するため、政令案に示された条件に合わせて射撃技能検査を実施する予定であります。

町では、この検査で得られた評価を基に、夜間銃猟に対応できる者を判別するほか、ヒグマ捕獲に関わる出動の際には、経験の浅い従事者が経験豊富な従事者と出動することで、技術を継承していく体制づくりを進めてまいります。

また今後は、環境省から法律施行令や緊急銃猟実施に向けたガイドラインが示される予定でありますので、その動向を注視し、研修会が開催された際は、積極的に参加するなど、安全・安心な地域づくりに努めてまいります。

私からは以上であります。

2点目のご質問については、教育長から答弁があります。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川課長） 私からは、2点目の「スポーツの振興」についてお答えします。

初めに、（1）の「スポーツ施設の活用とスポーツ合宿の誘致について、具体的にどのような誘致活動を行っているのか」についてであります。合宿の誘致に関しては、令和6年度において、近隣では釧路のバスケットボールチームや大学水泳部から、遠くは九州の高校のバスケットボール部の合宿利用まで、道内外、延べ14団体337人が合宿でスポーツ施設を利用しております。

その誘致に当たっては、釧路市をはじめとした管内のスポーツ施設の関係者が集まる協議会等に参加し、合宿先を求めている団体の情報について共有するとともに、団体に対しては町内スポーツ施設や設備に関する情報を提供するほか、ネイパル厚岸をはじめとした宿泊可能施設を紹介するなど、誘致活動を執り進めております。令和7年度においては、昨年度から連絡調整を図っている関西圏の大学野球部が、8月に本町において合宿を行うこととなつております。

次に、（2）の「本年度、特に力を入れている事業（種目）は何か」についてであります。本年度は、中学校の部活動の地域移行に伴い設立された、厚岸総合クラブJOYの運営を推進するとともに、通年開館する温水プールを活動場所とする水泳クラブ、厚岸スイミングギャラクシーの活動に力を入れ、引き続き、スポーツや文化活動に触れる機会を増やし、屋内外の施設の有効活用につなげたいと考えております。

次に、（3）の「令和4年度供用開始の多目的屋内スポーツ施設の利用状況」についてであります。当施設は、令和5年1月に供用を開始し、これまでの総利用者数は、本年5月末時点で1万4,866人となっております。

利用人数については、供用開始の令和4年度は1月から3月までの合計が2,969人となっております。令和5年度以降は、4月から翌年3月末までの1年間の合計として5,995人になります。翌令和6年度につきましては、5,145人となっております。

種目別の利用状況については、令和4年度は、野球での利用が最も多く、次に陸上、ゴルフ、パークゴルフと続きます。この種目別利用状況は、翌令和5年度も同様となっております。令和6年度につきましては、最も多かった野球の次に、ゴルフとなり、以下、陸上、サッカー、パークゴルフと続く結果となっております。

利用された種目の割合については、全ての年度において、90%以上が野球での利用となっており、残り10%弱が陸上やゴルフ、サッカー、パークゴルフの利用となっております。

次に、その中で見えた課題についてであります。令和5年度と6年度の利用実績を比較した場合、年間5,000人以上の方に利用していただいております。一方で、令和6年度は前年よりも850人少ない利用実績となっております。

この要因としましては、少年団の活動場所が、町内学校の体育館やグラウンド等が多かつたことによるものと考えております。

この点を改善するために、今後、施設を紹介するチラシを作成し、スポーツ団体等へ周知するなど、新たな利用者層の獲得に向けて取り組んでまいります。

その点からも、町民の皆さんのがより高い競技レベルと接する機会でもあるスポーツ合宿の誘致活動も含め、施設の利用拡大に努めてまいります。

●議長（大野議員） 3番、佐藤議員。

●佐藤議員 再質問させていただきます。

今日午前中に、真龍小学校の6年生が、ここで議会を傍聴されておりました。

振り返って、自分たちが、小学校高学年から中学生の頃、どんな遊びをしていたかなと思うと、秋になると、よく山に行ったものです。そして、山ブドウ、それからクルミなども取りに山に出かけました、友達同士で。一度も熊に出会ったこともないし、見たことも目撃したこと也没有し、遭遇したこと也没有です。でも、今、熊のほうから出てきますから、昔とまるきり違った、その原因は何かというのは、分かりません。しかし、今度は、都市部では、市街地まで熊が出没する状況になって、これは大変だということで、捕獲や駆除について、今回、政令が改正されることになったのではないかと、素人ながら思っております。

そして、光栄地区も、太田の旧道に近いところまで住宅が立っています。5月22日午前7時ごろ、実は目撲がありました。そこは、毎年のように目撲されるものですから、町で看板を立てていただきました。47センチの57センチですから、このぐらいの看板です。それが、道路があって、歩道があって、山林に近いところに、ポンと立っているわけです。

危険を知らせる看板とは、道路標識を見ても分かるように、黄色の下地で、黒で、何々注意と書いています。例えば、崖崩れであれば、のり面を描いて、黒い石が落ちてくる。そういう絵を描いているのです。うちらも、自治会で、22日に出ましたので、自治会では、こういう黄色に黒で、熊の絵と文字を書いて、町内会員さんに回したのですけれども、町が立てた看板は残念ながら悪い。怒っているわけではないのです。悪い。黄色の下地はいいのです。「熊出没注意」が、実は、薄いピンク色で書いています。2メートル離れたら、「熊出没注意」が、ピンク色で書いているものですから見えないです。そして残念ながら、見えなくてもいい「厚岸町」と「厚岸警察署」は、黒に書いています。一番見てほしい「熊出没注意」の看板の文字が、ピンクです。これは、担当課長、その看板を見たことがありますか。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

その黄色にピンクの看板は、私は見たことはありません。実はその看板は、もともと、黄色に赤の看板だったのですけれども、もう製作してから10年ほどたっておりまして、その赤い部分が、ピンクに色が少し落ちてきたものだとは思います。しかし、私はその状況の看板は、申し訳ございません、見たことはございません。

●議長（大野議員） 3番、佐藤議員。

●佐藤議員 光栄に看板って、幾つ立っていますか、そこ1か所だけですか。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） 現在、光栄には、5月に熊が出没した場所1か所のみ立っております。

●議長（大野議員） 3番、佐藤議員。

●佐藤議員 あれは赤でない。赤が日に焼けてピンクになるのですか。とにかく見えないです。見えない。だから、せっかく立てた看板ですから、その看板は、それでいいと思うのですけれども、「クマ出没注意」のピンク色になったところは、黒ペンキでなぞってください。それを最初にお願いしておきたいと思います。

先ほど町長から答弁をいただきました。このたびの執行予定の政令案では、例えば、市街地に出没した際、最終的には、自治体の判断で発砲を認める緊急銃猟が可能になるという、ハンターの条件が示された説明をいただきました。

もちろん、市街地で発砲するわけですから、一定の条件をクリアしないハンターに許されるわけがありません。しかし、まず、厚岸において、狩猟免許を持っている方が何人いるのでしょうか。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

看板につきましては、令和4年に5枚更新しておりますけれども、そういう見づらい看板については、随時更新して直すようにさせていただきます。

また、狩猟免許の所持者でありますけれども、現在、厚岸町には二十数名いらっしゃいます。

●議長（大野議員） 3番、佐藤議員。

●佐藤議員 また、先ほど町長から答弁いただいた内容を聞きますと、発砲できる条件が、すごく厳しいです。先ほども言われたように、もちろん狩猟免許を持っていなくてはならない。1年以内に、射撃練習を1回か2回しないとならない。それから、3年以内に、熊、鹿を撃ったことがなければならない。いろいろな条件があります。それから、ライフルで撃つ場合には、50メートル離れたところから、半径2.5センチから直径5センチ、そこに5発続けて当たらなくてはいけないとか、すごく条件が厳しいです。

そうすると、今言われた二十数名の中で、そういう条件を満たしている方が、今、いるかいないか調べていないでしょうか。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） 町では、ヒグマ駆除に当たる方は、会計年度任用職員のヒグマ駆除員として採用しております。現在、ヒグマ駆除員は6月30日までは8名おりまして、そのうち、熊を撃った経験のある方は3人いらっしゃいます。

また、そういう検査は現在、したことはありませんけれども、今度の6月29日日曜日に、そういう技術を持っているかという検査を行いたいと考えてございます。その後に、また7月以降は、現在10名の方を、ヒグマ駆除員として、その検査を行った上で、また雇っていきたいと考えてございます。

●議長（大野議員） 3番、佐藤議員。

●佐藤議員 ありがとうございます。

そういうことで対応するのだけれども、万が一、そのハンターの条件に合わず、厚岸町にいないということになれば、例えば、近くの市町村から、万が一の場合に応援をいただくとか、そのような対応は考え方として出てくるのでしょうか。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） お答えいたします。

今、ガイドラインで示される予定になっていますのが、50メートルの的を、連続5回、2.5センチ以内にとなっておりますが、これはあくまでも、夜間に銃猟する場合の規定であります。

日中に市街地での銃猟は、現在まだ示されておりません。その場合、示されたときに、実際、厚岸にいませんといった場合は、もちろん厚岸町外から、そういう腕のいいハンターに依頼する形になります。

●議長（大野議員） 3番、佐藤議員。

●佐藤議員 いずれにしても、これから、そういう具体的に細かいことも示されますし、また、役場のほうでも対応することが出てくると思います。いずれにしても、人命に関わることですから、出くわしたり、出没したりすることになれば。それで、最終的に、発砲の許可を、今まででは、警察かどこかだったのですけれども、今度は、自治体が判断するのですか。「発砲、よし」という判断を。それはどうなのですか。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） 今、現在は、警察の職務執行命令の発砲許可しかありませんけれども、今後は、一部改正ありました法律では、市町村長が判断できるとなってございます。ただ、その詳しいガイドラインが現在、できておりませんので、どういう状況で発砲できるかというのは、今月末に、ガイドラインの研修会等もありますので、そこに参加して、十分理解していきたいと考えてございます。

●議長（大野議員） 3番、佐藤議員。

●佐藤議員 分かりました。近くになるについて、研修会だとかで、そういう内容が分かってきますけれども、自治体の命令で仮に発砲するとなつて、町長が「はい、行ってこい」と言うわけにはいかないだろうから、一定のプロセスを踏んで、やると思います。そういう情報等があれば、機会があったときでも結構ですので、議員の皆さんにもお知らせいただければ、大変ありがたいと思っております。適切な対応と対策を、これからもお願ひしたいと思います。

次に、スポーツの振興についてであります。

スポーツといつても、多種多様ですし、チームを構成する人数も、競技によっては変わつていきます。少なかつたり、多かつたりということで。厚岸においても、施設の関係から全ての競技を誘致することは、まずできないと思うのです。例えば、サッカーといつても、外でやるのだから、グラウンドがあればいいから、これは砂利のところではサッカーはできませんから、そうなると、おのずとやはり、誘致をするにしても、限られた競技になることはやむを得ないと思うのです。

ですから、先ほど答弁にいろいろありました、聞いてびっくりしたのですけれども、一生懸命やっておられると思いました。なかなか、こういう誘致活動は、我々も目に見えないですから、やはり聞かないと分からないので、今回、そういうお願ひをしたところであります。

例えば、屋内でできる競技は、比較的屋外でやる競技より、少人数でチームを構成しています。ですから、屋外でスポーツもさることながら、屋内でできるスポーツもある程度——ここにもバスケットボールとか、いろいろ書いてありました。なるほどと思いますし、頑張っていると思います。例えば、柔道であつたり、バレーであつたり、バスケットボールであつたり、卓球であつたり、思い出すままにやっているのですけれども、そんな競技は屋内でできますから、機会があれば、そういう競技にも目を向けていただきたいと思います。

そして資料として、屋内スポーツ施設の利用状況の一覧表を見せていただきました。びっくりしたのは、実はこんなに利用している予想はしていなかったのです。野球は、もちろん、冬の間は外でできないのですけれども、夏の間でも、雨の日は外でできないから、当然、屋内になるのでしょうかけれども、随分やはり利用しているということで感心しております。

そして答弁にもありましたように、確かに、屋内スポーツ施設の利用実績を見ると、通年営業した令和6年と7年の利用実績を見させていただきました。野球が相対で、1万329人、全体の92.7%、先ほど説明したとおり90%以上の利用ということになっております。それは、そのとおりだと思います。

我々が子どもの頃から見ても、我々の子どもの頃はサッカーもなかつたし、野球か柔道か剣道ぐらいだったと思うのです、スポーツといえば。今、大谷選手の活躍もあるものですから、野球がまた盛んになってきていると思っております。先ほど申し上げましたとおり、体育館でできる競技についても、野球は、外で大勢の方に見ていただきたいという意味では、宣伝効果もあるのですけれども、例えば、体育館でできる競技で、柔道だとか、先ほど申し上げた、そういうものにも、機会があれば、目を向けていただきたいと。釧路町は全日本女子柔道の合宿も、橋口議員が柔道の選手だったものですから、そういうこねで誘致などしておりますから、機会があれば屋内のスポーツについても目を向けていただきたいと思います。い

かがでしょうか。

●議長（大野議員） その前に、環境林部課長から先ほどの答弁があります。

環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） ヒグマ対策につきましては、今後も、住民の安全・安心を第一にした取組を取っていきたいと考えてございます。

それから、法律施行例の内容が分かり次第、議会にも説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

●議長（大野議員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（車塚課長） ご質問にお答えいたします。

ご質問の趣旨としては、屋内の競技にも目を向けてほしいということで、昨年の実績で大変恐縮ですが、やはり昨年の合宿も、バスケットボールやバレー、そういう団体も合宿として、施設を利用していただいております。

また、令和6年度でいいますと、文化系の吹奏楽も、この体育施設、具体的には体育館を利用して合宿していただいている経緯もありますので、そういう屋内の活動、そちらにも目配せていきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

●議長（大野議員） 3番、佐藤議員。

●佐藤議員 最後ですけれども、屋内スポーツ施設の利用料についての関係です。

直近の令和6年度で申し上げますと、全体で5,145人の利用者で、実は利用料として入ってきたのが5万8,060円です。これは金額を利用者で割ると、何十円になるのですか。個人で利用する場合と、団体15人だけれども、その団体では、ひっくり返って幾らとか、利用料の計算がまちまちだと思うのです。ただ、1人頭で計算すると、5,145人も利用して、5万8,060円の利用料しか入らない。

私は、何でも無料がいいとは思いませんけれども、民間企業で収益を目的としているわけではないので、その施設がどういう目的で設置されていたのか、そのことが重要であって、施設を最大限利用してもらう。何十円かの利用料がネックになって利用できない人はいないかもしれませんけれども、施設を最大限利用していただくことを考えたとき、この程度の利用料を徴収する意味が定かに分からぬのです。

だから、これだけ利用して、これだけの利用料が入って、暖房などの維持費が全部賄っているとか、そういうことが考えられるような金額でもないです。ですから、どういう考え方なのか。せっかく造ったから、ただというわけにはいかないから取りましょうという程度で取ったのか、何かそれ以外の意味がきちんとあって、料金設定を下げて、今のような状況になっているのか。

いずれにしても、5,145人で、5万8,000円ですから、利用料として入っているのは。冬だって開館しているわけですから、ジェットヒーターか何か入れて、野球の練習するにして

も、燃料代もかかるだろうし。だから、この金額で、もし最低限、直接かかる経費だけでも間に合わないのではないかと思うのです。その点で、どういう考え方で利用料を設定して、現状に至っているのか、もし分かれば、お知らせいただきたい。

●議長（大野議員） 休憩します。

午後 2 時33分休憩

午後 2 時36分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。

生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（車塚課長） 貴重なお時間を頂戴しまして、誠に申し訳ございませんでした。

料金ですが、使用者の数とお金が合わないというのが、まず、町の地域の少年団にいる子どもたち等も含めた中で、免除で利用するというところで、そこで合わない部分がございます。

あと、相対的に見て、値段の使用料の額。こちらは、B & G 海洋センター、その施設利用、勤労者体育センターも含めて、そちらの使用料金に合わせた形で、全体の料金、使用料を決めていますので、その中で、この額というところで議論され、決定されたところでございます。

●議長（大野議員） 3番、佐藤議員。

●佐藤議員 それは分かります。

いずれにしても、5,145人で、利用料としては、5万8,060円しか入らないのです。こういう決め方で。それをどうしても、私がさっき言ったように、何でも無料というのはいいと思いません。思いませんけれども、特にこの数字を見たら、5,000人以上利用して、5万8,060円をどうしてももらわなければならぬという理由が分からぬ。公共で、町民の税金で建てたから、町民でも、ただというわけにいかないから、幾らかもらいましょうというのなら、そういう説明してくれればいいです。だって、5万8,000円だもの。単純に割り返しても、10円か20円。

だから、そうすると、いろいろな決め方があります。例えば、学生それから社会人もいます。社会人は収入があるわけだから、これはそれなりに利用料をいただくかとか。それから学生については、学生も、野球であれば、少年団に入っていて団体で使う場合と、それから個人で練習に来る場合がありますから、なかなか、その辺の兼ね合いは難しいかもしれませんけれども、それも含めて、何でもただとは言いませんけれども、含めて一度検討してみてください。

だって、5,000人やって、5万8,060円だったら、俺、会社だったらいらないもの。本当に、

冗談は別にしてさ、一度検討してみてください。その結果、現状維持も、変わったでも、それはそれで、そのことに対する、あれはありませんので、一度検討してみてください。

●議長（大野議員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（車塚課長） ただいまのご指摘についてお答えさせていただきます。

我々としても、B & G 海洋センターの施設という意味、役割も持っていますので、そういうものも確認した上で、整理と確認をさせていただきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

（「確認して検討してもらわないと」との声あり）

●教委生涯学習課長（車塚課長） そのように検討させてもらいます。

●議長（大野議員） 以上で、佐藤議員の一般質問を終わります。

次に、1番、竹田議員の一般質問を行います。

1番、竹田議員。

●竹田議員 質問通告書に従い、質問させていただきます。

1、未就学児の発達障害の有無を調べる5歳児健診について。（1）町の考え方と取組について伺います。

2、厚岸町住宅リフォーム支援助成事業について。（1）新築助成は100万円、リフォームは20万円、リフォーム工事代金が新築と同額または、それ以上の場合があります。町民に対してサービスが違うことについて、町の考え方を伺います。

以上です。よろしくお願いします。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 1番、竹田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の「未就学児の発達障害の有無を調べる5歳児健診についての町の考え方と取組は」についてですが、5歳児健診は、令和5年12月に国から要綱が示された事業で、4歳6か月から5歳6か月までの子どもを対象に行い、子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導をすることで、幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的としております。

主に、精神発達の状況、言語発達の状況、社会性の発達にポイントを置き、就学に向けた集団生活を送る上で求められる、社会性や調和的な行動を確認するものとなっております。

町では、乳幼児における健診として、1か月児、3から6か月児、9から11か月児、1歳6か月児、3歳児の健診を実施していますが、その後は、年長児が受ける就学前の健診まで期間が空いてしまうため、運動能力や社会性が育つこの時期の健診は、発達や情緒面の支援が必要な子どもの早期発見、早期対応に重要な役割を果たすものと考えており、令和7年度

からの5歳児健診の実施に向け、令和6年度から、職員の研修の受講や、他町で実施している事業を視察するなど準備を進めてまいりました。

当町においては、町立厚岸病院の小児科医の協力の下、滞りなく準備を進めることができます、6月から開始し、今年度は37人の子どもに対し、年に5回行う予定であります。

健診は、集団遊びの観察、医師の診察、保健師による保健指導、管理栄養士による栄養指導を実施し、健診において発達など気になる所見があった子どもについては、保護者との相談に丁寧に応じ、さらなる発達検査や専門医療機関への受診につなげますが、同時に教育委員会とも連携しながら、就学に向けた切れ目のない支援を進めていきたいと考えております。

続いて、2点目の「厚岸町住宅リフォーム支援助成事業についての、新築助成は100万円、リフォームは20万円、サービスが違うことの考え方を伺う」についてであります。

初めに、新築助成については、地域の住宅ストックの安定的な確保と若い世代や子育て世帯を中心に定住促進を図るため、厚岸町住宅新築支援助成事業及び新築貸付金利子助成金交付事業実施要綱を定め、平成26年度から、町内参加登録業者で住宅を新築する場合に、床面積が40平方メートル以上、工事費1,000万円以上を条件として、1戸当たり50万円を基本に、一定の要件を満たす場合は20万円を加算し、また、金融機関から資金を借り入れた場合は利子相当額について30万円を上限として、合計で100万円を上限に助成する内容となっております。

一方、リフォーム支援助成については、既存住宅の質的向上や長寿命化を促進し、地域全体の住環境の改善を目的に、厚岸町住宅リフォーム支援助成金交付要綱を定め、平成25年度から、町内参加登録業者で住宅をリフォームする場合に、工事費10万円以上を条件として、対象工事費の10%、65歳以上または中学生以下の子どものいる世帯の場合は15%とし、20万円を上限として助成する内容となっております。

これらの制度の違いについては、町民の生活の向上及び定住人口の確保と町内産業の活性化を図ることについての目的は同様ですが、新築については、新たな住宅の建設であるため、その費用が高額になることが想定されますが、リフォームについては、多様な規模や内容が存在し、一律で高額な費用とはならないことから、助成額に違いが生じているところであります。

ご質問にある、リフォーム工事代金が新築と同額、またはそれ以上の場合があるとのことについては、平成25年度のリフォーム助成制度の実施以降では、工事費が2,000万円超のものが1件、1,000万円超のものが3件で、新築の場合の工事費を超える件数は少ないと思われますが、リフォーム工事には様々な内容や規模があるほか、近年の資材高騰などの影響から、工事費用が高額になる場合もあると考えております。

町としては、こうした状況を踏まえ、これらの制度の在り方について、今後、検討してまいります。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 まず、5歳児健診についてですが、法律で義務付けられている3歳児健診などと異なり、5歳児健診の実施は自治体の任意と。法律で義務付けられているのは3歳児健診。

それと異なり、5歳児健診の実施は自治体の任意、努力義務と認識しております。

新聞にも出ていたのですが、道内では、保健師らとともに5歳児健診を担う小児科医の道央圏などの偏差が深刻化していて、政府が算定する小児科医の偏差指標が道内で2番目に低い十勝管内では、全19市町村のうち、健診を実施できているのは、浦幌町のみ、帯広市の担当者は、医師だけでなく、保健師や心理士も足りず、実施の検討もできていないと話している。健診、診察については、数か月に及ぶ健診もある。健診後に発達障害の診療を担う児童精神科医が不足している影響も大きいとあります。

厚岸町はやっているとはいえども、精神科医のこと、それから数か月にかかるという部分については、どのように行っているのでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

5歳児健診そのものにつきましては、町立病院、小児科医師が当町にいるということで、早くから準備をして進めてきたところです。

今お話ししたいた、その健診にかかって、気になる子、さらに専門の医療機関につなげる必要がある子について、専門の医療機関につなげるという部分におきましては、現在、釧路市立病院や個人病院になりますが、小児科で専門医療の診断をいただける状況にありますので、現在、法令で行う1歳6か月、それから3歳児健診、それと今回加えて、5歳児健診で気になる子がいた場合には、父兄と話し、保護者と相談を進めながら、保健師のほうでお勧めを促しながら進めていく状況にあります。5歳児健診につきましては、今年度から実施という状況となっております。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 診察に数か月かかるということが書かれているのですが、初めて診察してから、要するに、児童精神科医でないから、小児科の先生が診て、これは何らかの症状があるのでないかという疑いを持ったときに、初めて病院を替えるなり、医師を専門の医師に診てもらうという行為をする。

ただ、大変申し訳ないのですけれども、誤った診断をする場合があります。だって、児童精神科医が診なくては決定できない。だけれども、最初診たときにはそういうものは全くなかったという部分の、診断の分け方はきちんとできないから、児童精神科医が専門にいる。また、厚岸町立病院には、普通の一般の子どもを診る医者がいるけれども、全部診ることができるわけですね。その心配の部分はどうなのかなというのが一つ。

そして、初めて診察してから、疑いのある子どもを専門家医に診せて、それが結局、発達障害並びに何かの問題があるとなつたときに、親御さんに、お宅の子どもは何々ですと、その親に伝えることが必要だと思うのです。その期間というのは、この診察に数か月かかると言われている新聞の意味というのは、厚岸町では、今まで診てきたというのであれば、どのくらいの日数がかかっているのですか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 大変失礼いたしました。

健診においては、例えば気になる項目が幾つかあるという程度の判断を行う状況になります。例えば、言葉の遅れが見られる。ただし、言葉の遅れについては、検査指標等の検査ではありませんので、この年齢でいう、言葉がまだ出ていない状況、もしくは出ているけれども、単語ごとでしかいかないですか、そういった疑いがあるというようなチェックという状況での健診の範囲と認識しております。

ただ、そこで、遅れがある状況ということで、健診等で引っかかった場合に、さらに、釧路市での専門医療機関につなげて、診察を行っていただくと。その診察が、数か月というお話かと思いますが、状況では、まず健診を行った専門家のほうで、診察を行ったときに、一定の指標、数値は出る状況と認識しております。

ただ、それは、例えば5歳児に対して、4歳2か月程度の発達状況ですというような指標の判定は、ひと月程度で出る状況になっています。ただ、そこからさらに、例えば、療育手帳が必要なほど遅れている状況かどうかという判断は、その発達状況の進み方によって、判断が半年や1年とか、後に出てくるという認識をしております。専門医療機関にかかった段階で、その判定が数か月かかるということに、単純にみんながなるとは認識しておりません。厚岸町においては、その診断が数か月に及ぶと認識しておりません。

ただ、そこから、療育手帳を取得するまでの期間ですとか、専門医療機関の中で判定したものを、さらに、児童相談所、療育手帳の申請を伴う総合相という北海道の機関になりますが、その判定につなぐには、半年から1年かかるという状況はあり得ると認識しております。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 5歳児の健診というのは、ある程度、1年とか1年半かかるというか、課長の答弁というのは、僕も調べて分かるのですが、要するに、月日がかかるので、最低でも5歳、6歳になって調べてしまうと、集団的な場所に通えるタイミング、つまり、1年生の学校に上がる前に、どのように、この子どもを1年生に上がったときに対処していったらいいか、特別学級に置くのか、それとも、普通の団体生活ができるかできないかという、要するに決定打ですね。決めるために、この健診をしていると私は理解しています。それをはっきりさせるためには、早めに診断しましょうと。だから、国では一応3歳児となっているけれども、3歳児では、まだまだ子どもが発達障害でもないのに、どちらかというと、女の子は言葉を覚えるのが早い、男の子は言葉を覚えるのが遅い。ましてや、最初の子どもは、話す言葉、表現力が遅くなる。2人目、3人目になると、やはり、きょうだいの2番目になると、だんだんずるくなつて、お兄ちゃん、お姉ちゃんがしゃべると、それをまねしてしゃべる。発達障害でないかなと思うくらい、しゃべる子どもも中にはいるという、子どももたくさんいます。だから、早めがいいということです。

今後、これを僕も専門ではないから分からなければ、親御さんからの申入れの中に、例えば子どもが何らかの障がいがありそうということで、釧路の精神科医に1回診てもらいま

ましょうと。これ、実費になりますね。こういう実費の部分を回避できるように、何らかの補助をしていただきたいということの申入れでした。それらも含めて、今後、いいように考えていいってほしいと思うのですけれども、そこはどうでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

前段にありました部分につきましては、今回、3歳児健診の段階では分かりづらい、まだはっきりしていない状況が、ちょうど5歳児においては、就学に向けた前の段階で、ある程度判断していく。

ただし、そこで白黒つけるというわけではないので、そこは疑いがあった段階、もしくは遅れが少しある段階で、保護者の方と相談を進めて、さらに早めに専門の医療機関を受けるかどうかというようなことを進めていきたいと考えております。

それから、受診につきましては、通常、専門医療機関での受診そのものについては、子どもの医療にかかるお金ですので、公費で賄えるということで、自己負担が発生しないのです。ただし、診断書につきましては、実費という状況となっております。

医療機関によって金額も違いますが、その部分につきましては、現在は、手帳等、それから、うちの障がいの申請手続をするときに必要な診断書については、助成を行う制度はありますが、今お話しした、例えば、就学に向けて診断をしておきたいとか、そういったものの診断書については、自己負担となっておりますので、その分については、今後、ちょっと経過を見ながら検討していきたいと思います。

交通費につきましても、検討は進めていきたいと思います。交通費につきましては、専門医療機関について、今、近いところでは釧路、それから札幌、それから旭川もありますので、そういったところでは、大きな負担になることもありますので、それも要素として、検討の材料として検討したいと思います。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 診断書の経費と、手帳に出す分の経費、交通費について、ぜひ検討してほしいと思います。

最後にリフォーム支援ですが、もともとのリフォーム支援、新築等については、厚岸町の家づくり協会とか、商工会を通じて、いろいろお願ひして実現した経緯があります。

今後、現在、町長にこの話の申入れをしたところ、町長は気持ちよく、次の新しい町長に申入れをしておくからという優しいお言葉をいただいたということで、私はそれを信じております。次期町長のときに、またこの質問を再質問させていただきたいということです。

ただ、その期間に、ぜひお願ひしたいのは、建設課です。この申入れをした当初の団体、商工会、建築・建設関係にはなると思うのですけれども、その団体関係者と、よりよい制度をつくっていくことを懇談していく機会を、ぜひつくってほしいということを要望しておきたいのですが、いかがでしょうか。

それで終わります。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。

家づくり協会、商工会等もありますけれども、そういった方々の意見を取り入れながら、制度の整理をしていきたいと考えております。

●議長（大野議員） 以上で、1番、竹田議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

午後3時03分休憩

午後3時35分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

次に、10番、堀議員の一般質問を行います。

10番、堀議員。

●堀議員 私は本定例会に対して、次の2点について質問するものであります。

大きな1点目は、釧路圏道立広域公園についてであります。

白糠町に道立広域公園が整備されると聞きました。厚岸町民にとって、あまりなじみのない施設であることから、次のことを質問します。

（1）として、施設の概略について。

アは、どこに建設され、開業予定はいつなのか。また、どのような公園ができるのかをお聞きします。

イとしては、その公園までのアクセスはどうなるのか。また、厚岸町からの距離及び公園までの所要時間はどのくらいかかるのかをお聞きします。

（2）として、建設促進に向かってお聞きします。

アは、厚岸町として、しなければならないことはあるのかをお聞きします。

イとして、厚岸町として、できることは何かをお聞きします。

（3）は、開業後の公園利用についてお聞きします。

アとしては、（2）と同じく、厚岸町として、しなければならないことはあるのかをお聞きします。

イとしては、厚岸町として、できることは何かをお聞きします。

大きな2点目は、厚岸中学校飲用水の赤水についてお聞きします。

昭和50年に完成した厚岸中学校現校舎ですが、完成から半世紀を迎え、施設の老朽化は否めません。これまで適切な維持管理に努められてきたとは思いますが、近年、手洗い・水飲み場飲用水の赤水発生がひどく、学校保健衛生上、問題が生じていると聞きます。適切な対処が必要と考え、次のことを質問いたします。

（1）として、赤水発生の状況はどうなっているのか。

(2)は、これまでに行ってきました対策及び給水管の修繕状況はどうなっているのかをお聞きます。

(3)は、状況を改善のために、これから行おうとすることは何かをお聞きます。

以上であります。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 10番、堀議員のご質問にお答えいたします。

1点目の釧路圏道立広域公園についてのうち、(1)アの「施設の概略について、建設場所、開業予定の時期及び施設の内容について」であります。北海道では、現在計画している新たな道立広域公園の建設場所は、白糠町泊別地区で、令和8年度の事業着手を目指し、令和17年度に工事を完了する予定とされております。

また、昨年11月に北海道が策定した釧路圏道立広域公園基本構想では、「一年中いつでも笑顔あふれる集いの場 ひがし北海道のプレイグラウンド」を基本コンセプトに、整備すべき主要な施設として、季節や天候に左右されず遊ぶことができる屋内遊戯施設や、釧路空港、道東自動車道からのアクセスのよさなどを生かし、遠方からの来園者の方々の宿泊にも対応できるよう、家族連れにも人気の高いキャンプ、グランピング施設のほか、カフェやレストランなどが盛り込まれております。

次に、イの「アクセスと厚岸町からの距離及び所要時間」についてであります。厚岸町から同地区へは、道東自動車道を利用し、釧路空港インターチェンジから、道道952号山花鶴丘線、道道65号釧路空港線、白糠町の町道釧路空港短絡線、町道庶路8号線を通行する経路でアクセスすることが最短経路として想定され、距離は約75キロメートル、車での所要時間は約1時間25分となります。

次に、(2)アの「建設促進に向けて、町として、しなければならないことはあるのか」についてであります。この公園の整備に当たっては、北海道及び関係市町村が行う取組などの情報共有や連絡調整を行うことを目的として、令和5年度に釧路圏道立広域公園に関する連絡調整会議が設置されており、令和6年度には、この会議を通じた意見照会への対応や、アンケート調査の実施に対する協力などを行っており、今後も地域の意見を反映するために、開催が予定されているワークショップなどの意見聴取の場に積極的に参加し、厚岸町としての声を届けていく必要があると考えております。

次に、イの「町として、できることは何か」についてであります。この公園の整備については、平成13年度の釧路地方総合開発促進期成会総会において、誘致地区を白糠町とすることで釧路管内の合意形成を図り、要望活動を進めてきた経緯から、釧路管内が一丸となって取り組む必要がある事業であり、当町では、早期整備に向けた機運醸成活動の一環として、令和4年度から役場駐車場前に横断幕の掲示を行っているところであります。今後も釧路地方総合開発促進期成会による要望活動などを行う必要があると考えております。

次に、(3)アの「開業後の公園利用について、町として、しなければならないことはあるのか」についてであります。この公園の基本構想における基本方針の一つとして、多様な主体による利用促進が掲げられており、官民が連携したイベント開催や公園周辺地における新たな事業展開、利用促進に向けての地域関係者を含めた連携など、地元自治体や民間事

業者から提案を受けながら、開園後の利用促進を図るとされていることから、当町としても、町民に対する新たな道立広域公園の周知はもとより、釧路管内の自治体や町内の民間事業者、団体との連携を図り、効果的な利用促進策の提案につなげていく必要があると考えております。

次に、イの「町として、できることは何か」についてでありますと、基本構想に盛り込まれた主要な施設は、あくまでも、新たな公園に持たせる機能であり、釧路圏の特色を生かした施設設計や配置などは、今後、地域の声を取り入れながら具体的に検討することとされており、この公園が具体化される中で検討してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

2点目のご質問については、教育長から答弁があります。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川課長） 私からは、2点目の「厚岸中学校飲用水の赤水」についてお答えいたします。

初めに、（1）の「赤水発生の状況は、どうなっているのか」についてでありますと、昨年10月に、学校休業日明けに各階にある水飲み場の水道水蛇口から、さびが混ざった水が出たと、学校から教育委員会へ報告があったところであります。

教育委員会職員が学校において状況の聞き取りと水の色を確認したところ、薄く黄濁した水や鉄さびのようなカスが出ていたことを確認しました。

学校へは学校休業日明けの朝に、各階の水飲み場の水道水を出してから使用するようお願いし、その後は、学校環境衛生基準に基づく水質検査や保健所の水質検査でも異常はなく、飲用水としての使用は問題ないとされ、また日常点検で行う、味、臭気、色度なども異常がなく、現在は通常どおり水道水を使用しております。

次に、（2）の「これまでにってきた対策及び給水管の修繕状況」についてでありますと、これまでにいたしましたは、前段の質問でもご答弁したとおり、学校休業日明けの朝に各階の水道水を出してから使用することで状況が改善されており、引き続き、この方法により飲用水としての使用を考えています。給水管の修繕状況は、これまで校舎外部の漏水による修繕はあるもの、その他の修繕はありません。

次に、（3）の「状況改善のために、これから行おうとすること」についてでありますと、現在、飲用水としての状況に異常が見られないことから、現段階において改善に向けての計画はございませんが、日常点検において異常が発生したときは、水道課などと相談しながら対応してまいります。

厚岸中学校は、供用開始から51年目を迎え、施設の老朽化が否めないところであり、令和9年度からを始期とする第4次学校適正配置計画での、今後の校舎利用についての方向性を見ながら、給水管を含めた改修を検討してまいります。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 まず、それでは、広域公園からお聞きします。

令和8年度事業着手を目指し、完成は令和17年度に工事が完了する予定ということで、お聞きしました。

ただ、全部がでけてから開業するのではなくて、恐らく部分的な施設というものが、ある程度出来上がった段階では、部分開業というか一時開業というか、そういうものもされいくかと思います。

現在、これに向けてのスケジュール的なものは示されているのでしょうか。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

今回、この広域公園の関係につきましては、令和8年度の事業着手を目指すということで、まだ認可されている状況ではありません。

といいますのも、事業主体が北海道でありまして、国の補助があるものですから、国の認可がまだ下りていないというところで、令和8年度の認可を目指すという報道がされているというところであります。

また、今後のスケジュールというのも、まだ示されてはいないのですが、ただ、概要の中では、先ほど議員がおっしゃられていたとおり、順次できたところから開業していくことは考えているようあります。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 地元ではないので、現地の地勢というものがどのようにになっているのか、私だと全然見当もつかないのですが、恐らく山の中で、水道や電気などもないようなところを、新たに公園にするということではないかと、ちらっと聞いたところでもあります。

そういう中では、まず道路をつけて、水道をつけて、電気を引っ張ってという形の中では、かなりの事業費と時間も確かにかかるることはかかると思うのです。

ただ、やはり、釧路管内にこのような公園をイメージすると、広域公園は、中標津にある公園と同じというくらいのものをイメージすればよいのかどうなのか。

まず、ここら辺のほうが一番、町民としても分かりやすい物差しかと思うのですけれども、その点についてはどうなのでしょうか。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

場所的には、議員がおっしゃるとおり、山の中だと思います。空港から7キロ、私もグーグルマップで調べてみたのですが、7キロ先ぐらいにあるところですので、山の中だと思われます。

イメージ的に、議員もおっしゃっていましたけれども、ゆめの森公園。私も、ゆめの森公園を想像したらよいかと思っております。敷地的には、その敷地は50ヘクタールほどあるようですが、そのうち23ヘクタールほどを使って、施設を建設する計画があるようです。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 少しでも早く、部分的にでも開業できるように、まずは着手が先だといった中では、何とか来年の着手に向けて、先ほど答弁の中にもありましたけれども、道立広域公園に関する連絡調整会議なども通じた中で、強力な要請活動というものを、ぜひ進めた中で、まず着手した上で、1年でも早い開業に向けた予算確保といった中でも、継続的な要望活動というものを、強めていってほしいと。

これは地元白糠町だけでなく、やはり釧路管内全ての利用できる人たちの期待する施設でもあると思いますので、ぜひ、そこら辺は力を入れていってほしいと思うところであります。

それで、大体その場所や何かというものは、先ほどの答弁の中でもありましたし、また北海道が示されているホームページの中でも、大体の場所は確認できるので、いいのですけれども。屋内遊戯施設や、グランピング施設、また、カフェやレストランといったものが造られるという中では、ただ、地元ではない、厚岸町や隣の町の浜中町とかの、例えば、何かのイベントを、物産展を開くとか、そういうようなものもできるような広場的なものとか、やはり整備してほしいという思いはある。

だから、そういうものも、ぜひ今後の整備要望の中でも、いろいろ検討していくといった中もあるので、やってほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

要望は、期成会要望にも、この項目があがっておりますので、そちらで今後も、要請活動を行っていく形になろうかと思います。

それから、先ほどお話しました、イベント、物産展等で、そういう施設があるとよいという話ありました。これに関しては、今までワークショップ等の意見を聴取する場がありました。今年も、ワークショップが開催される予定ですので、そういう機会を通して、そういう話をあげていきたいと思っております。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 次に、アクセスについて若干聞きたいと思います。

道道自動車道を利用した、釧路空港インターチェンジから降りて、最短距離で約75キロ、車で所要時間は1時間25分という回答を得ております。

そうすると、私もまだ車が全然運転できるから、1時間半という距離というものが想像できるのですけれども、ただ、車がない人が、この施設を利用しようとするときの、やはり公共交通の確保とか、例えばJRで行くと、そこから近いといったら、大楽毛駅とか庶路駅という感じになるのかと思います。

そこから、例えば公園までの公共交通とか、やはりこういうものも、しっかりと検討の中

に加えて、どうしても車利用が優先されるでしょうけれども、そうでない人もいる。また、JRで旅する人も、そういうところに来て、バスで利用もできるのではないかという中では、やはり公共交通機関の利用も、しっかりと検討の中に入れていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

アクセスの問題ですね。確かに山の中ですので、なかなか車を持っていない方が難しい位置にあります。ワークショップの中でいろいろな団体も入っているようです。商工会とか観光協会ですか。ですから、多分そういった話も出てくると思いますが、そういった機会について、そういった交通の関係、アクセスの関係を話していけたらと思います。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 ありがとうございます。

本当に1年でも早い着手と開業というものをしていただけるように、ぜひ、厚岸町としても、他の町にできるから、他の町に任せておけばいいではなくて、やはり、これは釧路管内全体で盛り上げていくという構えの中で、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、学校の赤水についてお聞きします。

昨年10月に休業日明けに各階にある水飲み場の水道水から、さびが混ざった水がといった報告があります。一応、確かに住宅でもそうですけれども、赤水が発生するようならば、1分ほど水を出すと赤水は確かに収まるのです。

ただ、利用している子どもたちにしたら、すごく気になるそうなのです。仮に、そうやってきれいになったというでしょうけれども、確かに水質的には問題ないとはいうのだけれども、例えば今、水筒とかを子どもたちが持つといった中では、銀色の中に水を入れたときには、当然少し赤茶けた感じの水が、やはり確認されたら、子どもたちは飲みません。恐らく今、中学校の子どもたちは、水筒も持参していると思うのです。

これから暑い夏場のときに、一つの水筒だけで当然済むわけではないんですね。そういうときには、飲み切ったときには、何らかの水の確保という中では、本当に水道を開けて、蛇口を使うしかないのですけれども。その水が今はもう、子どもたちは使いたくないといった中で、これは、学校から、教育委員会にもあったというのですけれども、PTAから学校に申入れがあったと私のほうでは聞いているのですけれども、その辺の事実関係は、どのように捉えているのでしょうか。

●議長（大野議員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

まずは、子どもの数が減ってきたというのもありますし、あとは熱中症対策という意味

で、今、水道が、なかなか使用量、ボリューム、使う量が減ってきてているというのもあって、管にたまってしまっている水を出し切れてなかつたということを想定しております。

私ども、学校の生徒会組織であります保健体育専門委員会、これは生徒と、あとは先生で組織するのですけれども、こちらで、実は、去年の発生時期から、生徒に対して、この水を飲みたいですかとか、気になりますかとか、そういう調査を生徒が中心になって行っていた。その中でも飲みたくないというのが、実は相当いたというのが分かっております。

では、どうしたらよいかということもあるのですけれども、実は、その調査結果についてお聞きした場面がありました。生徒、そして私ども、先生含めて、そういったお話を聞く場があったのですけれども。1回目の教育長の答弁にもあったのですけれども、まず水を出してくださいと。水の出し方ですけれども、ちょっともったいないかも知れないけれども、多めに出してくださいと。どのぐらい水を出して、そのような状況が続いていたのかというのは、ちょっとあれですけれども、まず、そういうことでお話をしました。

恐らく、管の中に入っている量ですけれども、多分1トンぐらいあるかと思います。それが例えば夏季休業ですかとか、祝日を含んだ3連休ですかとか、そういった中では、やはり週明けの朝一に出していただかないと、ちょっとといかんせん、50年もたつた建物ですから心配があるということあります。

それから、水をいっぱい出して使ってくださいと言ってから、今まで、そういった濁りというものがなく、また、カスが混ざったものがない。加えて、去年1月にも検査していますが、そういった飲用水としての使用は可能ということでもありました。それらを、実は生徒、そして学校の先生方にも伝えておりまして、これまで、飲用水としての利用をしております。

あと、PTAからの申入れという意味では、私ども、すみません、PTAから教育委員会にではなく、学校にだと思うのですが、私ども、そこら辺は把握しておりませんでした。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 だから、週明けは当然そうですし、また、これから夏季休業とか、秋季休業はあるのかな、冬季休業という中では、やはり休みが多くなってきた段階では、状況としてはよくなることは今後ないと思うのです。出せば出したからといって、管の中の現在付着しているさびが、全部きれいになくなつて、まっさらな水道管に戻るかといったら、そんなことはもう絶対にないわけです。状況として改善しないのに、あくまでも、出すだけでというのですけれども、50年もたつた水道管を直さないというのは、どういうものなのかなというのは、本当に聞いたときに思ったのです。

修繕状況を見ても、若干の漏水の修繕というものはあるけれども、給水管自体の取替え工事や何かというものはやっていないという答弁ですけれども、これは、今後の令和9年度から始期とする第4次学校適正配置計画での、学校舎の今後の利用についての方向性を見ながら、そこまでいかないと、修繕するかどうかというものを決められないという話になるのでしょうか。

●議長（大野議員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） 給水管の耐用年数でいいますと、25年ですとか30年ともいわれております。それが今、50年ということであって、修繕状況も、なかなかないということです、自分も、これは奇跡的な感じに思っております。

ただ、今、給水管に、まず異常がなく、正常といったらあれですけれども、飲用水としての利用が、今はまずは問題ないといった状況であることから、教育長の1回目の答弁にもあったのですけれども、先ほど議員もおっしゃっておりましたが、令和9年度から始期とする学校配置計画。厚岸の子どもたちの数が実は激減しております。あと数年で、厚岸中学校に入る生徒が、1桁台になります。恐らく、1年生から3年生合わせて全校生徒が30人といった状況の中で、例えば、これはまだ全然具体的には決まっていませんけれども、例えば、小中学校になるとか、どこかに統廃合になるとかも今後考えられると思います。

ただ、こういった中では、令和9年度を始期とする学校適正配置計画、これによって、例えば、厚岸中学校をそのままやはり使っていかなくては駄目という判断になれば、やはり、その時点で、もう50年もたっている施設ですから、そういったことで給水管の改修なり、学校の改修なりを考えていきたいということあります。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 その状況は分かるのだけれども、現在通っている子どもたちが、やはり、水の使用を控えてしまう状況が実際に発生しているのです。

といったときに、いやいや、令和9年度の計画の中で、今後の子どもの数などの推移を見据えながら、もしかしたら、中学校というものを統廃合するとか、小学校と一緒にするという話が出た段階でなければ対処できない。それまでは、だましだまして、管内にある1トンの水を、毎朝出しながらやるというのは、これは適切な学校施設の供給をする側として、どのようなものなのだと疑問として、甚だ思うのですけれども、どうなのでしょうか。

●議長（大野議員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） 確かに飲む側としたら、一度、そういうさびのようなものが混ざって濁ってしまっている水、そういったうわさといいますか、事実ですけれども、そういった水を飲みたいかといえば、そうではないかもしれません。飲みたくないと言うかもしれません。

管の清掃方法は、いろいろ手法があるそうです。空気を圧縮して一気に流すとか、管の中の水をシャーベット状にして流してしまう。清掃方法は何個があるみたいでけれども、ただ、費用の部分についても、相当かかるくると思います。

繰り返しになって申し訳ないのですが、現状としては、飲用水としての使用として問題ないという状況であるものですから、これはやはり、何か問題が起きて、本当に使用できない場合は早急に対応しなければならないとは思うのですけれども、現状として、今、使用できている状況でもありますので、これについては、今後、学校配置計画を見ながら検討していかないと考えております。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 内管の清掃など、確かに方法的もあるのだけれども、そんなの50年の管でやつたらば、途端に全部漏水で、至るところから水が漏れてしまう状況になるというものは、誰が考へても、施工する業者だって、50年もたっている間に、そんなことをやろうなんて、受けるところなんて、私はないと思います。

まず、ただ、いずれにしても、子どもたちが安心して飲めない状況が生じているというものに重きを置いてほしい。

確かに、水質はいいと言うかもしません。でも、最近だと、PFOsとか、PFASとか、例えば、水質に現れてこないような問題物質があることが分かつてきただこの時代において、一度、そういうものがある中で、状況が改善する見込みもないような水道水を、いつまでも飲ませるというのは、私は問題があると思います。

早急な改修計画というものを立てた上で、なおかつ、それも、ただ、すぐにできないことも分かります。多額な費用がかかることもありますから、まず、子どもたちの飲用を確保するといった中では、ウォーターサーバーを各階に置いた中で、それを利用してもらう。そういうものを、しっかりとやらなければいけないと私は思うのですけれども、そういう検討はされないのでしょうか。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川課長） 今、議員おっしゃった指摘、ごもっともかと思います。

今、課長からも話がありましたように、私も実際に学校に行きました、私、管理課長、それから生徒会の生徒役員、それから学校の先生、教員も含めて、この件についていろいろと話しました。

その中で、現状、水を1回出して、またそれでも苦手であれば言ってくださいということで、子どもたちも話しましたし、その中で、ウォーターサーバーを入れたらどうだとか、ろ過器を入れたらどうだとか、いろいろな意見も、子どもたちからも、それから私たちからも言いました。

でも、まずはやっていなかった、水をちゃんと出す。どうしても学校にいると、水を節水しましょうということで、ちょろちょろとしか出さないのです。それを月曜日の朝にガーッと出すということを、担当の学校管理している方にお願いして、やってみて、それでも、まだ飲めないようであれば、またそのとき考えましょうということで、話をしていました。

根本的な解決にはならないのですけれども、今、指摘がありましたウォーターサーバー等についても、生徒会の子どもたちも、その話をしていますし、私たちもその話を出していますので、そのようなことも含めながら、今まず、できること、まず安全な飲み水については大丈夫ということは、こちらからはお話ししています。

そんなことを受け止めながら、これから子どもたちとのやり取り、それから学校とのやり取り、この間確認したところ、学校では今全く問題はないというか、そういう声は聞いていませんとなっていましたので、そこを含めながら、様々な老朽化対策について考えていきました。

いと思っています。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 50年もたった管なので、本来であれば、通常の耐用年数であれば、給水管の取替えも2回は行っている施設です。それが1回も行っていないのだから、いろいろな問題を解決するために、この際、今の段階でできることを、できるだけやっていただきたいと思います。

子どもたちが、これから本当に、確かに数は少なくなっていますけれども、今通っている子どもたちにとっては、大切な思い出になる母校ですから、やはりそういった母校に嫌な思い出を残さないようといった中でも、やはり教育委員会としても、意を用いていただきたいと思います。

この問題で、私が一番思うのが、親御さんから学校に、赤水が発生したから何とかしてほしいと言っても、学校側としても、一度、教育委員会にも言っているから、もう50年もたった古い施設だから、しょうがないという回答を得たみたいです。一番問題なのは、その段階で、学校側から言っても、なかなか今の状況を改善させることはできないから、ぜひPTAから声を上げてほしいと、むしろ学校から言われたと言うのです。

これって、私は問題だと思っていて、学校から適切な修繕要望が、教育委員会にあげられても、教育委員会では全然取り合わない。むしろ、PTAが強く声を上げる、声の強い人がいっぱい集まって声を出さなければ、それまで教育委員会は動けない、動かないところなのだと思われていると思うのですけれども、私はこれが一番問題だと思うのです。この点について、その忖度のありなしといったものについて、教育委員会ではどのように考えているのでしょうか。

●議長（大野議員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） PTAからの声でありますけれども、学校とPTA、学校と教育委員会、そういう話の通じ方というのでしょうか、もしかしたら止まっていた部分もあったりしていたかもしれません。

そういう部分では、やはり、学校から聞くだけではなく、私どもからも積極的に、そういう話を、厚岸中学校だけではなく、といった声もお聞きしていけたらと思います。

あと、水の関係ですけれども、どういった手法にしていくかについては、再度また、学校からも意見交換をさせていただきながら、適正・適切な対応というか、そういうものも図つていけばと思いますので、ご理解ください。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 繰り返しになりますけれども、こういう問題が、むしろ、学校と教育委員会だけの話だけで、もうすぐに解決というか、解決策が見いだせるようになってほしいと思います。

私たちの耳に聞こえてきて、この場で質問をするとか、そういうレベルのものではない

と。私は、もう50年もたっている施設についての修繕、まして、子どもたちの通う学校の修繕ですから、やはり、そこら辺は、学校と教育委員会が、もっと近くなった中で、できるだけ、やはり、学校の意見を聞いた中で、しっかりと教育委員会としても対処していただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川課長） 学校からの要望は、隨時受け付けておりまして、特に、校長会から各学校の要望を取り付けて、それをまとめて、教育委員会に出していただくるルートもありますし、直接、学校からいただく場合もあります。

今、学校の声が聞こえない状況になっているのではないかとおっしゃいましたけれども、決してそうではないです。でも、現実そういう声があるとするのであれば、きちんと学校の声を拾うような形で考えていきたいと思いますし、特に大型の修繕部分については、基本的に計画を立てながら、やっていかなければならぬので、それも含めて、水道管の部分について、特に厚岸中学校の場合は校舎の老朽化がものすごく大きな問題になってきますので、それも含めて、これからいろいろと先ほど言いました配置計画等もありますので、そのようなことも含めて、これから検討を進めていきたいと思います。

●議長（大野議員） 以上で、堀議員の一般質問を終わります。

休憩します。

午後4時17分休憩

午後4時18分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。

次に、2番、室崎議員の一般質問を行います。

2番、室崎議員。

●2番（室崎議員） 先に提出いたしました一般質問通告書に従って質問を申し上げます。

1点目は、一時避難所と災害関連死の防止についてであります。（1）（仮称）厚岸町防災交流センターについてお聞きいたします。緊急時の利用が可能となる時期はいつ頃になりますでしょうか。

イとして、緊急時の避難人数の予想と、その避難した人達はどの程度の時間、この一時避難所に滞在すると予想していますでしょうか。

ウとして、避難者用のトイレの設置数を教えていただきたい。

エとして、冬期間、非常に寒い時に災害が起こりがちです。今までの経験から言って。その冬期間の避難先の暖房などの温度はどのように管理されるか、これについてお聞きいたします。

（2）として、NTTの社屋を一時避難所として使うことができるようになっております

が、ここでも同じように緊急時の避難人数と滞在時間、避難者用トイレの設置数、冬期間の暖房と室温の管理、それについてお聞きいたします。

2番目としては、町における情報の管理についてであります。先日、これは全国的に一騒ぎありましたが、卒業アルバムが元請から下請に回って、そこでネット上に流出するという事件がありました。それによって大きな被害が出るということはなかったのですが、一つのいい機会ですのでお聞きします。

町における情報の管理についてでありますが、契約の相手方の遵守義務、それと下請、孫請の遵守義務、これらについてどのような形になっているのかお聞きいたします。

3番目として、熊の出没と町の体制についてであります。例えば、子野日公園でのイベント時に熊の出没情報がもたらされたような場合には、どのような対応をする体制になっているのかお聞きいたします。また、各地で話を聞くのですが、ごみの不法投棄が熊を呼ぶということが専門家によって注意されておりますが、町ではどのように対応しているでしょうか。

以上、3点についてお聞きいたします。

●議長（大野議長） 町長。

●町長（若狭町長） 2番、室崎議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の、一時避難所と災害関連死の防止の（1）（仮称）厚岸町防災交流センターについてのうち、アの「緊急時の利用が可能となる時期について」であります。施設の完成は令和7年10月末を予定しており、施設全体の供用開始は11月中を予定しております。

また、これ以前における有事の際の避難スロープ及び施設3階の避難室については、可能な限り早期に使用できるよう検討していますが、工事現場への立入りを要することから、工事の状況を踏まえて施工業者との協議の上、避難時の安全性が確保でき次第、使用したいと考えております。

なお、施設への避難が可能な状況となりましたら、速やかに周知してまいりたいと考えております。

次に、イの「緊急時の避難人数と滞在時間について」であります。施設3階の避難室の面積については約440平方メートルであり、330人程度の避難者の収容を想定しております。

滞在時間については、災害の規模等にもよりますが、東日本大震災時の津波警報等が解除されるまでの時間などを参考とし、2日程度を想定しております。

次に、ウの「避難者用トイレの設置数について」であります。避難時に使用する施設3階のトイレとして、小便器については3基、大便器については多目的トイレを含めて6基整備いたします。

このほかに、備蓄品として簡易トイレ3基を備蓄倉庫に配備する予定としております。

次に、エの冬期間の暖房についてであります。施設3階の暖房機器は温水パネルヒーター及びエアコンを整備しますが、これらの設備については、津波災害時で階下が被災した場合であっても継続しての使用が可能となっております。

また、災害時の何らかの理由で、これらの暖房機器が使用できなくなった場合を考慮し、ポータブル用灯油ストーブのほか、避難者の防寒対策として毛布、カイロ、アルミブランケ

ットを備蓄倉庫に配備する予定としております。

次に、（2）のN T T社屋の一時避難所についてのうち、アの「緊急時の避難人数と滞在時間について」であります、退避場所は施設3階及び屋上としており、施設3階の避難スペースの面積は約170平方メートルとなっております。

N T T厚岸ビルについては、一時避難場所として指定緊急避難場所への避難が遅れた方を避難対象としているため、避難人数を事前に想定することは困難であります、現状では50人程度の避難者の受入れを想定し、備蓄品を配備しております。

滞在時間については、（仮称）厚岸町防災交流センターと同様に2日程度を想定しております。

次に、イの「避難者用トイレ設置数について」であります、施設のトイレについては撤去されており使用できないことから、備蓄品として簡易トイレ2基を配備しております。

次に、ウの「冬期間の暖房について」であります、N T T厚岸ビルについては、施設管理者が所有する重要な通信設備が配置されていることから、施設管理者との協議により火災を引き起こす要因となる可能性がある暖房機器用の燃料は備蓄できないため、暖房機器の配備はしておりませんが、避難者の防寒対策として毛布、カイロ、アルミブランケットを配備しております。

なお、津波災害から一時的に退避するための場所である一時避難場所については、津波浸水想定区域内に位置する立地上の観点から、災害発生時に孤立する可能性が高く、速やかな救助活動も容易ではないことが想定されるため、両施設へ避難している間に避難者に健康被害が生じないよう、トイレ対策や厳冬期を考慮した防寒対策の充実に努めてまいります。

続いて、2点目の町における情報の管理についてのうち、（1）「契約の相手方の遵守義務について」であります、厚岸町が締結する契約については、契約書において町及び契約の相手方が遵守すべき項目を明記しており、法律行為である契約の条項を遵守する義務が課されます。

特に、情報の管理については、私密の保持等や個人情報の保護を契約条項として明記することはもとより、必要に応じて、個人情報の保護に関する法令等の遵守をはじめとする個人情報の取扱いに関する特記事項を設けており、契約の相手方においては、それらを遵守しなければならない義務を負うことになります。

次に、（2）「下請、孫請の遵守義務について」であります、下請、孫請については、元請と同様の遵守義務を負うことを契約書に明記しているほか、下請内容を明記した関係書類等の提出を求めており、内容確認の上、許可しております。

続いて、3点目の熊の出没と町の体制についてのうち、（1）「子野日公園等でのイベント時に、熊出没情報がもたらされたときの対応はどう決められているのか」についてであります、ヒグマ出没時の対応については、警察や教育委員会などの関係機関に連絡を行い、役場担当職員による出没場所の確認の後、北海道が策定したヒグマ出没時の対応方針の出没個体の有害性判断フローと段階に応じた対応方針に基づき、出没した場所や状況などの有害性の段階に応じ、ヒグマ駆除員に対しての出動要請、防災行政無線やI P告知情報端末による住民への注意喚起、出没場所周辺での標識の設置、町ホームページのヒグマ情報システムへの掲載などの必要な対策を行っております。

子野日公園等でイベントが開催されている場合は、イベントの主催者に対し、ヒグマ出没

に関する情報及び対応方針を伝え、情報共有に努めており、状況によっては、ヒグマ出没時の対応方針の判断した段階に応じた対応方針に基づき、人身被害防止措置として、立入制限やイベント中止等の措置を講ずることとしております。

次に、（2）の「各地でごみの不法投棄が熊を呼ぶと言われる。町ではどのように対応しているのか」についてであります、不法投棄は犯罪であり、法律で禁止された悪質な行為です。

そのため、町に通報があったときは役場担当職員が現地を確認し、特に悪質な不法投棄を発見した場合には、警察の協力の下、現場確認を行っています。

不法投棄の行為者が発見・特定された場合は、投棄した者に廃棄物の撤去を要求しますが、投棄した者が見つかなければ土地の管理者責任によって土地管理者自らが処分しなければなりませんので、土地の管理者に連絡し回収をお願いしています。

投棄されている廃棄物に熊を誘引する恐れのある生ごみ等がある場合は、職員が回収できる範囲で速やかに回収し、熊を寄せつけない対策を行っています。

以上でございます。

●議長（大野議長） 2番、室崎議員。

●2番（室崎議員） まず、一時避難所の問題からお聞きしますが、私がお聞きしたのは、いざというときに避難をすることが可能になるのはいつ頃かと聞きました。できるだけ早くというの、答弁になっていません。いつ頃なのでしょうか。

●議長（大野議長） 休憩いたします。

午後4時35分休憩

午後4時37分再開

●議長（大野議長） 再開いたします。

副町長。

●副町長（石塚副町長） 以前の議員協議会等で、躯体のあがる6月末頃というお話をさせていただきましたが、現在はまだ3階部分のコンクリートを打つ予定が7月の上旬になるため、6月30日に避難することは困難な状態になります。

いつ頃になるかということなのですが、コンクリートの養生等が終わって、仕上げ等内装工事がかなり残っている状態になりますが、コンクリートの養生が終わるのが7月の後半になるかと思います。ただ、足場や工事の物の搬入等という問題がございまして、はっきりした日にちをこの場で申し上げることはできませんが、その辺も業者と協議をしているということなので、整い次第、早い段階で議会には報告をさせていただきたいと考えてございます。

大変申し訳ございません。

●議長（大野議長） 2番、室崎議員。

●2番（室崎議員） 町民の皆さん非常に期待しています。特にこの港町地区の方にとっては希望の星なのです。

それが、当初の話から見ると随分と遅れている。遅れているということは、その分、信頼を失っていると考えるべきだと思うのです。それで、会議室や交流広場は、遅れてもきちんと造っていただけのあればよいです。しかし、逃げ込む場所としての機能はなるべく早く使えるようにしてほしいです。それが遅れているということで、どうなるのだろうという声を、私も聞きました。それで、こういう席でもって、胸を張って、いつ頃には使えるようになりますと言つていただけのだと思って聞きましたが、よく分からぬ。それでは困るので、そこはなるべく早く。そんなことがあっては困るのです。造ったけれども、無用の長物だったというのが一番いいのですけれどもね。万が一のときには、このぐらいの時期になつたら使えますという話は、なるべく早く出してほしいです。その点をお願いしておきます。

次の話になりますが、この一時避難所というものを二つを一緒にして話をいたしますが、人道憲章と人道支援における最低基準というのがあります。それから、TKB48というのがあります。TKB48って歌つて踊る団体の話ではありません。トイレとキッチンとベッドですか。48は48時間という意味です。こういうものを、特に今造る避難所で、どのように利用して設計をしているのか。どうも今の面積と人数の関係を見ると、大分、人道憲章と人道支援における最低基準とは離れているのです。去年、石破総理大臣が所信表明演説の中で、できる限り人道憲章と人道支援における最低基準というものを尊重していきたいということを明言しました。それに対して、総務省か国交省が、あまり強く取られてその基準さえ守つていればいいのだと、あるいは基準にちょっと足りないから駄目ということになって、基準が一人歩きしたのでは困るので、どこまでも重要な参考値としてほしいという注釈を後からつけたという話も聞きました。

ということは、人道憲章と人道支援における最低基準に従っていないときには、かくかくしかじかの理由があつて、それとは離れているのですということを逆に言わなければならぬということになると、私自身は思っています。

今回の、まずNTT厚岸ビルに関しては人の物を借りるわけですから、思うようにいかないでしうが、こちらが設計して造る、それについて人道憲章と人道支援における最低基準というものは、どのように利用したのか、検討したのか、その経緯を明らかに説明してほしいです。

●議長（大野議長） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 私から、避難できる時期につきましては先ほど申し上げたとおりで、本日きちんとしたお答えができなくて大変申し訳なく思つてはいるところでございます。

町民の避難する場所への期待というのは私どもも感じておりますので、工事の請負業者と急いで相談をさせていただいて、できるだけ早い時期に、議員協議会になるのかなとは思

ますが、説明をさせていただきたいと思いますので、本日きちんとしたお答えができるないことをご理解願いたいと思います。

●議長（大野議長） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 人道憲章と人道支援における最低基準の関係でございますが、防災交流センターにつきましては、緊急的に津波から逃げ延びるための施設でありまして、避難後の長期間にわたって避難生活を送る施設ではなく、命を津波から守るために逃げる場所ということになっております。そこには人道憲章と人道支援における最低基準が当てはまらない状況になります。

人道憲章と人道支援における最低基準におきましては、そういった避難生活を送る場所で、発災直後はトイレの数でしたら50人当たり1基、避難者のスペースは1人当たり3.5平米以上など、そういったものはあるのですが、津波の避難場所、警報が発令されて逃げる場所につきましては、そういった基準の定めがなく、国の交付金では1人1平米以上ということが示されておりますが、それ以上のものがない状況になっております。ですから、防災交流センターにおきましても、津波から逃げる場所として1人1平米以上を確保した上で、避難する面積を確保している状況になっております。

避難生活を送るための避難所としての人道憲章と人道支援における最低基準につきましては、厚岸町が指定している避難所になる施設の実際に活用できる面積を詳細に精査しております、それを基に3.5平米や、トイレの数などを精査している段階でございます。

NTT厚岸ビルにつきましても、1回目の答弁でありますとおり避難想定数がなかなか、あそこの地域ではコンキリエなどに逃げていただくというのが前提になるのですが、逃げ遅れた方を対象としているものですから、根拠はないといえばないのですけれども、50人くらいを見込んで、それに対応する備蓄品を整備しています。面積につきましても、人道憲章と人道支援における最低基準を満たすような1人当たり3.5平米をクリアしている状況ではない施設になっております。

●議長（大野議長） 2番、室崎議員。

●2番（室崎議員） 私は最初にも申し上げたように、人道憲章と人道支援における最低基準に合致していないから駄目だと言っているわけではないのです。ただ、今回の港町の避難施設を見ますと、440平米なのです。そこに330人なのです。そうすると、いくらになりますか、2平米ないですよね。

熊本県の大地震が来たときに、たしか、アルピニストの野口さんとおっしゃったかな。あの方が随分活躍になさっていたのだけれども、そのときに、アフリカや中近東の難民キャンプよりもまだ悪いということを言いました。あのときで、2平米と言わっていました。そうすると、丸2日滞在することが考えられる施設なのです。そこで横になることもできない。それでいいのだということなのでしょうか。

私は、この質問の大元は要するに災害関連死ですか、極端な場合。それを防がなければならないという観点から聞いているのです。ものすごいストレス状態の中で、お年寄りが逃げ

込みます。そこで横になることもできないようなものであるという状態の、それを一時避難場所だから仕方がないと聞こえるのです。その考え方は、国がどうしてもこれを使わなければならぬと、所信表明演説で総理大臣が言うぐらい重要視している、人道憲章と人道支援における最低基準の基本的な考え方と全く乖離するものではないでしょうか。

その辺りはどういうふうに捉えているのでしょうか。面積的に今さら軀体があれだけ始まっているところで広げることは不可能でしょうけれども、そういう中で、どうやってそういうような人たちの苦痛というかストレスというか、それを和らげる方策を取るのかということについては、どのような検討をしていますか。

●議長（大野議長） ここで、会議時間の延長を行います。

厚岸町議会会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間は、2番室崎議員の一般質問が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） おっしゃるとおり、防災交流センターにつきましては面積で人数を割りますと、1人当たり1.3平米程度の面積となってしまいます。

この人数につきましても、令和4年4月の住民基本台帳人口を基にしておりまして、交付金の計画を作つて採択をいただく中で、国が示す1平米以上から大きく乖離できないといったところで、できるだけ我々も1人当たりの面積を大きくするよういろいろ策を講じながら、補助交付金の事業認可に当たつてはいたといったところがあります。その人道憲章と人道支援における最低基準に近づくにも程遠い面積にはなつておりますが、そういった対象エリアの全住民をカウントして330人ということになつております。

そういった部分で、その時点におきましては、それからの人口減少ですか、実際にそこに全員が逃げ込むかといいますと現実的にはそうでない部分もあるかと思います。そういうことも考慮して、最大数としておよそ330人見込んでいるところで、避難場所の面積にカウントしていない、2階のエレベーターの広場や、部屋間の通路など都合は悪い部分もありますが、そういう部分もカウントすると1.2倍くらいは活用可能な面積が出てくるということで考えております。

そういう避難者の健康被害については、トイレの数の確保もそうですが、段ボールベッドですか、段ボールベッドはかさばるという難点もありますので、折りたたみ用の簡易なベッドなども配備するような検討をしながら、できるだけ健康被害が生じないような形で考えていくたいと思っております。

●議長（大野議長） 2番、室崎議員。

●2番（室崎議員） 分かりました。

問題点をよく把握して、少しでも改良していくように考えているということが分かりましたので、この問題はこの程度にいたします。

もう一つ、簡易ベッドの話なのですが、日本は常識で体育館かどこかに布団を敷いて雑魚寝するのが当たり前のような感覚になつてますが、専門家に言わせると感染症に対して

あれが一番悪いのです。床から20センチ以上離れることができると随分違うという話もありますので、その辺りはそういうことができるような備品を蓄えていると理解してよろしいですね。

●議長（大野議長） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 東日本大震災以降、そういう段ボールベッドをはじめとした備蓄品をそろえてきております。ただ、いろいろな種類があって購入する費用もかなりの金額になりますので、計画的に増やすものは増やしていくとか、中には使用期限があって更新しなければならないものもありますので、そういうものを計画的に更新や整備していくことで考えております。

●議長（大野議長） 2番、室崎議員。

●2番（室崎議員） トイレの数なのですが、それはどのような基準を使って計算をしておりますか。

●議長（大野議長） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） トイレの数につきましては、人道憲章と人道支援における最低基準で発災直後の50人当たり1基を基本として考えております。

ただ、NTT厚岸ビルにつきましては想定が50人ですので、人道憲章と人道支援における最低基準では長期間に及ぶ場合には20人に1人、なおかつ男性女性の割合を1対3にするよりというのが最低基準として示されておりますので、そういうことも考慮してNTT厚岸ビルには2基を配備しているところです。

●議長（大野議長） 2番、室崎議員。

●2番（室崎議員） 分かりました。

防災交流センターなのですけれども、50人に1人の基準を使っているのでしょうか。

●議長（大野議長） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 施設に最初から整備されるトイレにつきましては、その避難対象者50人に1基というような計算にはならないものですから、それに組立て式の簡易トイレを加えて使うような形で備蓄したいと考えております。

●議長（大野議長） 2番、室崎議員。

●2番（室崎議員） 確認の意味で余計なことを聞くのですが、簡易トイレというのは便器の

ことではないですよね。きちんとしたトイレとしての囲みがあって、いわゆるトイレとしてきちんとできていると、それから男性対女性の比率もあるようですね。その辺りはどうなっていますか。

●議長（大野議長） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 大変申し訳ありません。

簡易トイレにつきましては、組立て式の便器を組立てて、それに凝固剤を活用して使う、それをテントで囲うような形のトイレになります。

男女比につきましては、人道憲章と人道支援における最低基準では1対3ということなのですけれども、男性用トイレが2基、それに多目的トイレを含めて女性用が4基が既設のトイレとしてある状況になります。それに簡易トイレ2基を加えて、女性用が6基ということで、2基と6基なので1対3にはなっていないような状況です。

議員ご指摘のとおり、我々も一時避難場所ということで細かなところまでは計算上対応していなかった部分もございますので、改めて、そこは考え方を改めて簡易トイレで補うような形で配備したいと考えております。

●議長（大野議長） 2番、室崎議員。

●2番（室崎議員） 物が物だけに非常に微妙なこともあるわけですよ。それで、数だけではなくて、使いやすいというか、とても恥ずかしくて使えないという物を設置されてもどうにもなりません。

それから、ほかのものと違って、大きな部屋に便器を幾つか並べておいて、さあどうぞといつても使えないですね。そういうことを含めて、実際に避難した人にとって役に立つものを提供するには、どうしたらいいかというのは相当きめ細かく検討しなければならないと思います。それが、行政の思いやりということなのかもしれません。その意味においてよろしくお願ひしたい。

それでは、次に参ります。防災交流センターについては、冬期の寒さ対策というのもお聞きした範囲で万全のような気がいたします。ところが、NTT厚岸ビルは暖房器具を使用してはいけないということを前提にしておりますと言うのですね。

これは、非常に非人道的な条件ではないかと思います。真冬の一番寒いとき、我が家の霜発生器に落ちてしまっている冷凍庫よりも、まだ寒いのではないかと思います。恐らく、周りの壁や床はマイナス15度ぐらいになっているのではないかでしょうか。そういう中で、毛布をかぶって寝てくださいといつても、病気があつたり、高齢の方は低体温症になりかねません。しかも、最長になれば丸2日滞在しなければならないですよね。これは、もう少しきちんとする方法があるのでないでしょうか。スペースの関係もありますので、なかなか暖房器具を使わないで暖をとるというのは非常に難しい話になります。

参考になれば冬山対策の寝袋とかになるのでしょうか。果たして現実的なのか。私も専門家ではないので分かりません。これは、大きな課題として検討していただいて、どのようにしたら災害関連死を起こさないようにするのか。それはご検討いただきたいです。答弁の中

でも、最後にそういうことを分かっていらっしゃると見えて、「トイレ対策や厳冬期を考慮した防寒対策の充実」と、わざわざ最後に1行を入れているので、問題点はよく分かっていらっしゃるのではないかと思いますのでね、その点はよろしくお願ひしたいのですが、いかがでしょうか。

●議長（大野議長） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 議員おっしゃいますとおり、NTT厚岸ビルにつきましては、暖房機器が現時点では設置できない状況になっております。

ただ、やはりあそこは鉄筋コンクリートで冬場はかなり冷たくなって、床も冷たい状況になりますので、我々も床から座面を上げるように段ボールベッドを配備したらどうかとか、燃料が駄目であればカセット式のガスストーブについて打診してみようとか、いろいろ検討をしておりまして、今お話にもありました寝袋も含めて、そういった防寒の対策について、できるだけその対策となるような手段について、検討をしてまいりたいと考えます。

●議長（大野議長） 2番、室崎議員。

●2番（室崎議員） どうかよろしくお願ひいたします。

2番目として、さっきも言ったように学校の卒業アルバムですが、それを各地の学校がそれぞれ地元の印刷屋に印刷の注文を出しますよね。これもびっくりしたのですけれども、そのデータが新潟県かどこかの大きなそれを専門にやっているような印刷会社なのでしょうね、そこに集まっていくのです。下請になるのか、孫請になるのか知りませんが。そして膨大な量のデータが、これもまた今の時代なのですが、ネット上に流出しました。ただ、直接的な被害の話はなかったようで、その後、報道もないのですけれども、その中に厚岸町のある学校の卒業アルバムのデータも入っていたという話で、議員協議会でその説明がありました。

ただ、そのときの対応をお聞きしていると、答弁にあったような緊迫感はおよそ感じられない対応だった気がいたします。この厚岸町の、町職員の担当する事務方においては、これだけ情報の管理が明確に契約書にも記載されているのですというお話の割には、議員協議会で説明のあったような契約に関しては、ギャップが強い気がするのですが、答弁になった基準というのはどの範囲までの事務担当が遵守している話なのでしょうか。

●議長（大野議長） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

どの範囲までということでございますが、役場の職員の中では、これは全て分かっていることとは思っておりますが、個人情報の関わる部分に関しましては、全部の委託契約に添付しているわけではございません。個人情報が入っていると思われる契約に関しては、この個人情報の取扱いに関する特記事項を設けて契約書に添付するという形になってございます。

● 2番（室崎議員） 聞いたことについて答えてください。

●議長（大野議長） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） 全職員が把握しているものと思っておりますが、この契約に関しましては契約の研修を行っておりまして、その中で把握しているものと思っております。

●議長（大野議長） 管理課長。

●管理課長（諸井課長） 学校の卒業アルバムの関係でございます。

これについては、数年前のアルバム印刷のデータが流出した恐れがあるという案件がありました。学校においても、私どもも、そういう個人情報の管理をきちんとやっているだらうとは思っていたのですが、それがなされていなかつたということでもありましたので、この案件が起きてからになってしまったのですけれども、こういった町の特記事項とか、そういう情報の使用後にはインターネットに接続されたものから外すとか、そういうものを改めまして、学校に指導をしていたところでございます。

研修については、教育委員会の職員とも同様でございます。

●議長（大野議長） 2番、室崎議員。

● 2番（室崎議員） 言ってしまうと、特記事項があるなしに関わらず、事業の内容によっては、何かの事業を行うために一定の情報を提供しなければならないことはありますよね。そのとき、それを受けた契約の相手方は、町がその情報を管理するのと同じ厳格さを持って、管理しなければならない義務があるのは当たり前のことなのです。善管注意義務、善良のある管理者の注意義務というやつはそういう形で働きます。そうすると、万が一そういうものが漏えいした場合、自分に落ち度はないのだということの立証責任は、町がお前に落ち度があるのではないかということを立証する責任ではなくて、契約の相手方が、自分はちゃんと管理をしていてどこにも落ち度がなかつたので流出したのは不可抗力ですということを証明しなければならない。立証責任があるということを、みんなが認識していなければならないですよね。

その意味で、今回は直接被害も何もなかつたようだから、まだいいのだけれども、少なくとも議員協議会で、教育委員会からその当時の話を包み隠さず正直に教えていただいたのだけれども、それを見ていると、どうも発注者にも受注者にもそのような認識は全然なかつたようですね。報道で知りましたというようなことを、けろっとして相手方は言っている。しかも、自分のところの問題ではなく下請に行ってからの問題だからというような雰囲気も見られた。そういうものではないということです。

それから、下請の話も先に言ってしまいましたけれども、下請を使うか使わないか、下請がどういうような状況になっているか。そして、もちろんそこには管理義務がある、注意義務があるということ、その内容も全て大元の発注者は管理していかなければならぬと、知つていなければならぬということですね。あなたに頼んだのだけれども、下請に出していた

のというのは困ります。その辺りを相当きちんと徹底してもらいたい。それが徹底できないと契約書に書くこともできないのですよ、有効な条文を。その辺り、特に今こういう電子化がどんどん進んでくると、我々がついていけない状況がどんどん出てきますね。そういう中で、こういう問題については責任の所在と、それからピリピリした管理の感覚ですね。それを持たなければならないと思うのですが、いかがですか。そういうことについて、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

町長部局も、教育委員会もお願ひいたします。

●議長（大野議長） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

特記事項の中には、今議員がおっしゃったことが書かれている部分がございます。情報等の管理、それから情報等の返還や廃棄という部分もございますし、委託業者の中での教育の実施というところですね、そういったことも書かれてはおります。

書かれてはおりますが、それをきっちり実行してもらうということが大事だと思います。そのためには、やはり職員自体がそのことを分かっていなければならないということだと思います。研修は実施はしておりますが、この個人情報の特記事項に関わる部分をもっと重点的にですね、そういった研修の中で職員に周知していきたいと思っております。

●議長（大野議長） 管理課長。

●管理課長（諸井課長） 議員がおっしゃられたとおり、責任の所在についてはきちんとやつていかなければならないということでもありますし、本当にこの案件が起こってからになってしまって申し訳ないのですが、やはりこういう個人情報を取り扱う部分では本当に気を張ってといいますか、本当に質問者はピリピリといった言葉を使っていましたが、まさにそのとおりかと思います。

これに関しても、改めて機会があるごとに、そういったことを学校にも伝えさせていただきながら事務を進めてまいりたいと思います。

●議長（大野議長） 2番、室崎議員。

●2番（室崎議員） あと何分ですか。

●議長（大野議長） あと8分です。

●2番（室崎議員） 最後になりますが、3番目の熊の出没についてであります。

今年も、子野日公園の桜・牡蠣まつりは大きなにぎわいでした。ああいうイベントが盛大に行われるということは大変厚岸町にとっても、私にとってもありがたい話なのですが、そういうときだけに、何か非常事態があった場合には皆さんの安全を確保すること。それは、多くの人が出て、逃げれば逃げるほど難しいわけです。そういうときのための体制というの

は、相當にきちんと作っておかないと、いざというときには間に合わないということだと思うのです。

それで、子野日公園の辺りは時々熊が出るらしいのです。私は、幸か不幸か出合ったことはないのですが。まさか、子野日公園の真ん中にポンと出てくるわけではないのでしょうかけれども、あの辺りを通過したり、山の上を歩いたり、近くの畠のところを歩いているのを見たと言う人は、あの辺りに住む人はよくおっしゃっています。

それだけに、万が一、そういうようなことがあったときには、昔は人が集まっているところに熊は来ないというのが常識だったのですが、どうもこの頃はそうでもない状況もあるものですから、そういうときに的確に素早く対応する体制というものが、どのようにできているのかということをお聞きしたわけです。

引っかかるのは、方針です。対応方針と書いているけれども、それをイベントが開催されている場合は、イベントの主催者に対し、情報及び対応方針を伝え情報協力に努めておりと、おっしゃっているのだけれども、イベントが始まる前に万が一こういうことがあったときには、直ちにこうするという打合せをしているのでしょうか。それとも、何かがあったときに、そこで初めて伝えるということなのでしょうか。

●議長（大野議長） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

熊の出没情報につきましては、あらかじめイベントが開催する予定があった場合であっても、常に事前に情報を伝えております。万が一、イベント中に熊が出た場合も、その対応について我々はこうしますと主催者側には伝えております。

●議長（大野議長） 2番、室崎議員。

●2番（室崎議員） 先ほどの一般質問にもありましたが、鉄砲を使って熊の駆除をする専門の方を町は職員として入れていますね。そういう人が警備に当たることはないのでしょうか。熊が出たと連絡してから駆けつけてくることで間に合うという考え方なのでしょうか。

●議長（大野議長） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） 今回のイベントにも、うちのヒグマ駆除員をあらかじめ熊が出ているかいないかも確認する上で巡視させております。常にそのイベント会場に待機しているわけではなく、朝巡視をしていただきまして、自宅に戻った後にも速やかに出ていただくことでは、そういう確認をしております。

●議長（大野議長） 2番、室崎議員。

●2番（室崎議員） それで間に合うということですね。

●議長（大野議長） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） 今日はイベント会場から出没場所の距離があったものですか  
ら、距離が300メートル以上。

●2番（室崎議員） 出たの。

●環境林務課長（鈴木課長） 目撃場所ですね。そのイベント前に目撃された場所から距離が  
あったもので、ハンターの待機ではなくて、子野日公園には熊が出没する恐れはないという  
判断ではないのですけれども、可能性は極めて低いということで、その場所での待機という  
ことはお願いはしておりませんでした。しかし、イベント会場に出没した場合には速やかに  
対応してもらえるようなことをお願いして、自宅待機をしていただいたことになります。

●議長（大野議長） 2番、室崎議員。

●2番（室崎議員） 危険性はないという判断をしたということで。今、時間もないから。熊  
の出没情報はあったけれども、そのまま何の変わりもなく続けたということはあったのです  
ね。それは初めて聞いた話なので。それが聞いていれば、今の質問の内容もガラッと変わ  
たのだけれども、時間ないです。

●議長（大野議長） 休憩いたします。

午後5時20分休憩

午後5時21分再開

●議長（大野議長） 再開いたします。

環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

今年の子野日公園で、桜・牡蠣まつりの開催前に出たヒグマでありますけれども、3日間  
にわたって実は出没しておりまして、まず、8日に1回目の出没がありました。場所に行つ  
たときには道道の床潭の入り口付近で、ちよだ団地と言われているその付近に出ておりま  
す。我々は現場を確認して看板を設置して、商工観光課には情報を流しております。

翌日にも、その周辺に同じ熊が出たということでありましたので、また我々は現場を確認  
しまして、状況を確認しましたが、人を見ても逃げないという熊ではなかったもので、問題  
個体としては、うちの環境林務課は問題個体にはしておりませんでした。

ただ、2日続けてヒグマが出ましたので、すぐに3日目、5月10日には問題個体ではない  
のですけれども、イベントを開催しているということもありまして、ヒグマ駆除員を巡回さ  
せております。

その日も、早朝に熊を見たという、イベント会場からは300メートル以上は離れているのですけれども、大体同じ場所にヒグマが出たという情報もありましたので、ヒグマ駆除員を配置して巡回させたということあります。

翌日は、熊の目撃情報はなかったのですけれども、翌日の日曜日につきましてもヒグマ駆除員を2名向かわせ、朝の巡視をしておりましたが、ヒグマを確認できなかったものですから、このヒグマについては問題個体ではないという判断はしておりました。

そういうことであります、その状況につきましては逐一、観光商工課とも情報を共有しまして、こういう対応をしておりますということで情報共有させていただいている状況でございます。

●議長（大野議長） 時間です。

以上で2番、室崎委員の一般質問を終わります。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長（大野議長） 異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後5時25分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 7 年 6 月 25 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員